

2024 年度  
予算要望・提言書

2023年 9月  
立憲民主党横浜市会議員団



2023年9月25日

横浜市長 山中 竹春 様

立憲民主党横浜市議員団

団長 ふもと 理恵

## 2024年度予算要望・提言にあたって

横浜市は、民間の住みたい街ランキングで継続的にトップを維持し高い人気を集め続けています。いつまでも魅力ある都市であるために、市民目線で日々の暮らしを支え魅力を高めていく事が非常に重要と考えます。

山中市長は就任以来、本市として将来を見据えた財政ビジョンや、子育てしたいまち次世代を共に育むまちヨコハマを基本政略とした横浜市中期計画など、人口減少局面における新たな都市像を現実なものとする指針を示され、着実な取り組みをされてきました。

「小児医療費無償化」をはじめ、「全員で食べる中学校給食の実現」「GREEN×EXPO 2027」など、政策実現にあたっては立憲民主党横浜市議員団と丁寧な対話と方向性を共有した上で進められてきており評価しています。

一方、横浜市を取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。

長期化するロシアのウクライナ侵攻による影響に端を発し、物価高騰、日々の生活に不安感と危機感が増しています。加えて、なかなか収束しない新型コロナウイルス感染症対策など社会経済活動を両立するための取組に膨大な財政支出を伴う課題に直面しています。

また、子育て・教育・医療・高齢福祉・経済活性化・財政の健全化や老朽化する社会インフラの更新・災害対策等、市民生活をはじめ持続可能な都市としていくための課題が複雑に絡み山積する状況を乗り越えるための挑戦に果敢に取り組んでいかなければなりません。

立憲民主党横浜市議員団は、多くの市民や各種団体の「声」に耳を傾け、直面する様々な課題に真正面から取り組むための対策を継続的に進めていくために、真摯に議論・検討し、重点8項目、および各局402項目・各区に対し274項目の合計684項目を、2024年度の横浜市予算編成に対する予算要望・提言として行います。

山中市長のリーダーシップのもと、総力を挙げて取り組まれることを期待するとともに、「子育てしやすい街、市民が安心して暮らし続けられ、選ばれる都市」となり、まちに好循環が生まれる施策に結びつく予算編成となるようお願い致します。

## 立憲民主党横浜市会議員団

団 長	ふもと 理恵	(泉 区5期)
副 団 長	大岩 真善和	(旭 区4期)
副 団 長	荻原 隆宏	(西 区4期)
政調会会長	山浦 英太	(戸 塚 区3期)
議 員	花上 喜代志	(瀬 谷 区12期)
議 員	谷田部 孝一	(金 沢 区9期)
議 員	大山 しょうじ	(港 北 区6期)
議 員	中山 大輔	(神 奈 川 区6期)
議 員	藤崎 浩太郎	(青 葉 区4期)
議 員	長谷川 えつこ	(栄 区2期)
議 員	田中 ゆき	(青 葉 区2期)
議 員	森 ひろたか	(保土ヶ谷区2期)
議 員	越久田 記子	(緑 区1期)
議 員	かざま あさみ	(港 北 区1期)
議 員	高田 修平	(南 区1期)

# 局別予算要望・提言

重点項目	1
温暖化対策統括本部	3
政策局	5
総務局	7
デジタル統括本部	10
財政局	11
国際局	13
市民局	14
にぎわいスポーツ文化局	16
経済局	18
こども青少年局	20
健康福祉局	26
医療局・病院経営本部	32
環境創造局	35
資源循環局	39
建築局	43
都市整備局	46
道路局	50
港湾局	53
消防局	54
水道局	56
交通局	59
教育委員会事務局	62
選挙管理委員会事務局	70
議会局	71



## 重点項目

### ●持続可能な財政運営に向けて

データ活用とデータに基づいた事業評価を行い、徹底した歳出改革（事業見直し等）により財政を生み出すこと。また、R6 予算から可動する「新・財務会計システム」を活用して、財政ビジョンに掲げた計画を着実に遂行すること。

### ●公契約条例の制定

これまで本市で行ってきた調査・研究の成果と、財政局、経済局、政策局で行っている勉強会（研究）の成果を活かし、スライド制の課題と効果について早急に開示するとともに、特に課題となっている協力事業者（2次、3次請け含む）の労働条件（社会保障・労務単価等）にこれまでの取り組みがどのように反映されているかを示すこと。また、障がい者の雇用、男女共同参画の実現など、社会的な貢献も含めて、総合的に評価する「公契約条例」を早期に制定すること。

### ●横浜ノース・ドックの早期返還

小型揚陸邸部隊が配備された横浜ノース・ドックが、基地強化・恒久化につながることはないように国へ強く働きかけ、周辺住民への積極的な情報提供を行うこと。さらに、引き続き瑞穂ふ頭・横浜ノース・ドックの早期返還を国へ働きかけること。

### ●待機・保留児童をゼロ

保育園に入る事が出来ない児童をゼロにすること。その際、約半数の定員割れの保育園が出ている現状から、令和5年10月に実施する「次期子ども・子育て支援事業計画策定にむけたニーズ調査における在宅子育て家庭へのニーズ把握について」の結果をふまえて、保育の質的向上と多様化する利用者ニーズへの対応にもより一層取り組むこと。

## ●中学校給食の完全実施に向けた取り組みの強化

令和8年度から始まる全員喫食実現へ向け、新たな民間による工場建設など供給量の確保を確実にすすめるとともに、給食を運ぶための小荷物専用昇降機（ダムウェーター）を含むエレベーターや搬入搬出場所および各階の置き場整備等の施設整備を段階的かつ確実に行うこと。また、「温かさの提供」「副菜の献立の改善」「一人一人に合わせた量の調整」「食育の更なる推進」「アレルギー対応」などの諸課題を解決し、引き続き取組を進めていくこと。

## ●市内経済活動の支援強化

市内経済はコロナ禍での影響から回復しつつある。引き続き、中小・小規模事業者の事業継続のためにきめ細やかな支援を行うこと。また、物価高騰、電気料金値上げ等により、市民の消費活動における負担が増大するなかで、市民生活を支えられるよう支援策を講じること。

## ●出産費用の負担軽減

健康保険法施行令の改正（令和5年4月1日施行）により、令和5年4月1日出産分から、出産育児一時金が50万円に増額された。また、「妊婦」が分娩施設を適切に選択できるように支援するため、出産育児一時金の直接支払制度を利用している全国の医療機関や助産所約2,300施設を対象に出産費用の見える化や保険適用を目指した議論が行われているものの、横浜市を含めた首都圏では出産費用は他都市と比較し高額である。本市における出産費用実態を踏まえ支給額の検討や負担軽減策等について段階的に進めること。

## ●SDGsの取り組み

市内におけるカーボンオフセット事業をはじめ、2025年ゼロカーボンに向けた取り組みを推進すること。またカーボンニュートラルエデュケーション事業を通じて未来を担う子どもたち・市民に対する環境教育を行い、市民・市内事業者の行動変容に繋がる施策を継続することで温室効果ガス排出ゼロの実現を図ること。



## 温暖化対策統括本部

1. 「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市民に対する環境教育をさらに推進するとともに、市民理解を深める広報・啓発をすること。
2. ゼロカーボン横浜の実現に向け、家庭部門（自然エネルギー活用）における温室効果ガス削減を支援推進すること。
3. 地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等の地球規模の課題について、「横浜市地球温暖化対策実行計画」で掲げた 2050 年までの脱炭素化（Zero Carbon Yokohama）に向けて、引き続き全庁挙げて有効な取り組みを一層推進すること。
4. 交通渋滞の緩和、環境保全および CO2 削減、地球温暖化対策の観点から市民の移動手段を自家用車から公共交通機関へシフトする施策をさらに推進し、市民に啓発・広報すること。また、社会的課題解決にも繋がるエコモビリティの普及に向け、公共交通機関では補えない場所や商店街等での実証実験を進めること。
5. ペロブスカイト太陽電池について、実証実験のフィールドを本市に置き、実用化に向けての支援を行うこと。
6. 2030 年度温室効果ガス 50%削減に向け、一般住宅への太陽光発電導入助成を検討・推進すること。
7. 市内公共施設への EV 充電設備を拡充するとともに、国や県の補助事業に加え、本市においても一般住宅への設置補助事業の検討を行うこと。
8. 公用車の FCV・BEV 化を進め、市役所における事業活動で排出される CO2 を削減すること。
9. 本市でも導入されている燃料電池バス（FC バス）は、災害時の非常用電源に活用できることのみならず、環境に優しい車両であることから、車両導入における補助の継続及び促進を進め、燃料ステーションについては、既存の 7カ所を活用するとともに、増設や移動式ステーションの設置など更なる整備と利活用の促進を引き続き図ること。

10. 横浜市が管轄する公共施設において、太陽光パネルの設置や屋上・壁面緑地の整備を行うこと。
11. 横浜市が管轄する全ての公共施設において、建て替え時には断熱等級6以上の断熱性能を確保すること。また老朽化や耐震のための改修の際に断熱等級6以上となるよう、断熱改修を行うこと。

## 政策局

1. 住民自治の観点から、一刻も早く二重行政をはじめ不十分な税制措置の解消や、身近な地域課題の解決に取り組み、経済を活性化させ大都市としての力を最大限に発揮する特別市制度の早期実現に向けて、川崎市・相模原市や指定都市市長会と連携し、国に対してより具体的な提案を行うこと。そして、市民への周知強化を図り、わかりやすい広報の機会を増やすこと。また、特別市制度における地方自治のあり方について、県・政令市等での意見交換を繰り返し行うこと。
2. 旧深谷通信所、旧上瀬谷通信施設、旧富岡倉庫地区、根岸米軍住宅返還跡地など、米軍施設返還跡地の再利用については、周辺住民や地域の要望・意見を聞きながら、早期に市民利用が可能となるよう鋭意取り組むこと。
3. 指定管理者制度は、近年では一社入札が増加し、本来目的とされた効果を十分に発揮しづらい状況にある。財政状況が悪化するなかで、制度の課題も浮き彫りになっていることから、運用の課題を整理し、競争性を担保しながらコスト面でもメリットが出るように、事業者が参入しやすい環境を整備し、制度の改善に努めること。また、指定管理者の変更に伴う職員の雇用については、雇用継続が行われるよう十分配慮し、横浜市として指定管理を受託する法人の職員の雇用安定に向けた施策を確立すること。
4. 横浜市官民データ活用推進基本条例及び計画に基づき、EBPMを一層推進し、R5年度に行っている取り組みの中で、より効果の高い政策を示し、効果の低い政策の改善や見直しを図れるよう、注力すること。
5. 市内での共創の取り組み事例が増加していることから、市としてしっかり支援を行うとともに、共創の取組から生まれるイノベーションを、広く展開できるように取り組み、横浜市の市民協働、オープンイノベーションの更なる推進を行うこと。

6. 第5次横浜市男女共同参画行動計画の前半は、コロナ禍にもあり、特に女性の視点で多くの負荷がかかったこともあり、前半の取り組みを総括し、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく支援が実効性あるものとなるよう見直しを図ること。今後は特に、若年層の安全・安心な暮らしを実現するために、科学的な性教育を軸として、より一層寄り添える相談体制、被害者・加害者更生プログラムの実施に力を入れること。
7. フィルムコミッションや SNS での取組の拡充はもとより、市域全般の魅力をメディアアプローチし、横浜の魅力をさらに発信していくこと。そして、横浜への移住促進につなげるシティプロモーション事業とつなげていくこと。
8. これまで、市民生活安定のために国の臨時交付金を原資とした事業を行ってきたが、物価高騰が市民生活を直撃する状況で、今後も物価高騰対策としての臨時交付金の存続を図っていくよう、国に対し継続的な支援の要請・要望を強く行っていくこと。
9. ふるさと納税の他自治体への多額の流出が課題となってきたなか、ふるさと納税返礼品を市内事業者から募集について取組の効果を分析・評価し、さらなる魅力向上、情報発信に努め、市内事業者の売上向上と、市民税の市外自治体への流出額の減少につなげること。少なくとも国からの財政措置がなされない流出額の4分の1以上の獲得を目標とすること。

## 総務局

1. 近年の風水害の深刻化をはじめ、災害情報の迅速かつ的確な発信の重要性は増すばかりである。緊急地震速報・津波警報・気象等及び噴火に関する特別警報は、警報の発表地域や猶予時間など分かりやすくする必要がある。これまでも Twitter の活用が行われているが、区によってはスマホアプリを活用するケースや、事業によっては LINE の活用が行われているなかで、より市民が情報を得やすいアプリ、SNS、本格運用が始まった「横浜市避難ナビ」の利活用をより促進し情報提供に一層努めること。
2. 技術・技能の継承や災害対応の観点から、必要人員の確保に向け技能職員の新規採用を継続すること。また、必要に応じて局採用を積極的に推進すること。
3. 水道、交通、消防職員や教職員などの内定辞退の増や、採用応募者の減少に歯止めをかけるため、他都市の状況の研究結果を早急に開示し、待遇の改善など、今後の具体的な対策を示すこと。
4. 市の業務が多様化する中、専門性を持つ中途採用を積極的に推進し、その中途採用者においては、キャリアを生かせる配属を行うこと。特にDX（デジタルトランスフォーメーション）など、行政内部に知識が乏しく、今後早急に人材が必要となる分野については、民間人材バンクの活用など積極的に取り組むこと。
5. 令和4年度の障がい者雇用率は2.53%と法定雇用率を満たしていない。障がい者雇用については、必ず法定雇用率を超える人員を採用し、より積極的に障がい者雇用を進めていくとともに、合理的配慮を強く進めていくこと。また、令和6年度、国の定める法定雇用率が2.8%と引き上げられることを踏まえ、必ず達成できるよう、積極的に雇用すること。
6. 新市庁舎の執務環境に関する職員向けアンケート調査の結果を活かし、市民サービスが向上する環境づくりに取り組むこと。引き続き、アンケートを実施すること。

7. 本市職員間のセクハラ、パワハラなどのあらゆるハラスメントの根絶に向けた取り組みを引き続き行うこと。相談対応については、引き続き外部の専門カウンセラーなどにより相談者のプライバシーを守り、安心して相談できる環境・体制を整え早期解決に向けて十分な対応を図ること。相談対応体制について、横浜市全職員に周知し、誰でも気兼ねなく利用出来る制度にすること。
8. 外郭団体・関係団体に関する監査の厳格化と、それに必要な監査体制の一層の充実を図り、市民に対する説明責任を十分に果たすとともに、「横浜市外郭団体等経営向上委員会」等、第三者機関による監視体制を強化するなど、透明性の確保に努め、包括外部監査による指摘事項を受けることのない組織体制の構築と運営を行うこと。
9. 歴史と伝統を誇る横浜市史の編纂について、策定期間の検討を進め目処をつけること。また、編纂のために必要となる資料収集など準備も必要なことから、編集内容、方針の整理や、資料収集について、着実に進めること。
10. 災害発生時の迅速な対応に備えるためにも、全ての公用車の燃料を備蓄するための施設の方面別の設置を検討すること。
11. 必要とする職員全員に被服等貸与し、サイズ変更にも不備なく対応すること、ヘルメット等も耐久年を示し、随時必要な更新を行うこと。
12. 横浜市の政策決定プロセスに関する公文書が適正に管理維持され、市民に広く開放された行政との情報共有を可能にするよう、不断の努力を行うこと。また、現在は横浜市史資料室が本市の公文書館的機能を担っているが、中央図書館を間借りしていること等、今後の床面積の確保にも課題がある。長期的に公文書、歴史的公文書が保存されていくよう、公文書管理に資する施設、床の確保を不断に進め、アーキビストによる適正な公文書管理を行うこと。政令指定都市のうち、公文書館がないのは本市を含め6都市のみであるため早期設置をすること。
13. 「政策・施策、事務事業」をピラミッド構造化し、アウトカムとインパクトを踏まえた、「妥当性・効率性・有効性」など、明確な指標に基づいた評価にするため、施策評価及び事務事業評価を抜本的に見直すこと。

14. 100 大事業の開示および見直しについて、具体的方法とスケジュールを示すこと。
15. 市庁舎のすべてのエリアにおける執務室に市民が入室するにあたり、合理的配慮の観点から、車椅子対応など全ての人が入室できるよう環境を整えること。

## デジタル統括本部

1. 市職員の働き方改革の視点から、市職員のテレワークでの就業や、柔軟な勤務体制の重要性が高まり、物品の調達も行われてきたが、未だその活用は限定的であり、柔軟性にかける課題もある。今後、ハード整備やシステム、規程類の整備を行い、本市職員が積極的にテレワークを活用できるよう取り組むこと。また、人事制度の見直しを行い、柔軟な働き方を一層推進すること。
2. 事務作業を全庁的に棚卸ししたうえで、RPA の活用による業務効率化を効果的に進め、働き方改革に繋げていくこと。
3. 本市の各種申請手続きに関して、全ての手続をオンラインで行えるように対応すること。難しいケースでも、郵送での対応を可能としたり、申請者が窓口で費やす手間や時間を最小限に減らせるよう取り組むこと。また、様々な申請書類そのものの簡素化によって分量を減らし、記述、入力の手間を減らすこと。オンライン化に合わせて、各局と連携して、業務改革（BPR）に積極的に取り組むこと。
4. 策定した「DX 戦略」に基づき、上位 100 申請のデジタル化など、業務のデジタル化により、「働き方改革」と「市民サービスの向上」に着実に取り組むこと。



## 財政局

1. 公共工事発注時期の平準化は、労働者確保や資材入手にとって重要な課題であり、その改善を求めてきた本市の達成目標である、件数ベース0.8という平準化目標を確実にできるよう務めること。さらに、市の補助事業についても、発注者指定型を実施すること。
2. 単年度予算の影響により、本市発注の公共工事において年度初めより設計・契約・発注等の一連のプロセスを経て施工を行うと、どうしても竣工時期が年度末に集中し、2~3月の繁忙期と4~6月の閑散期が毎年繰り返されている。これは受注者である施工会社においても、人員の有効な活用を阻害するだけではなく、下請け労働者、所謂「一人親方」などでは仕事がなくなる時期に相当する。これを防止するため、発注・施工時期の平準化に取り組み、建築業界の働き方改革を進めること。
3. 横浜市発注における公共工事では、重層下請け構造、いわゆる多重請負により設計単価より低い金額で働く労働者も多く、この様な事が我が国の労働生産性を著しく低くしている一因とも考えられる。このため、発注時の単価と実質賃金の実態調査を行い、建設技能労働者の賃金及び労働条件の改善を進めること。
4. 「横浜市中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、市が行う事業、特に助成事業の推進にあたっては、助成要件に市内中小企業および小規模事業者への発注を加えること。あわせて、市内中小・小規模企業の経営基盤強化に向け、市内公共事業については元請企業に止まらず、下請け事業者についても市内企業を優先させる仕組みの検討および更なるインセンティブの検討をすること。
5. 借入金については市場金利の動向を踏まえ、特に金利が高いものについては積極的な借り換えおよび繰上償還等が可能となるよう引き続き国に制度変更を求めるとともに、返済額の圧縮および借入金利負担の軽減を行うこと。

6. 各局が保有する未利用地については、外部監査の意見を参考にしながらも、用地周辺地域の住民意思に基づきつつ、財政的視点と土地のもつ長期的な価値を精緻に検討し、単に売却するだけでなく定期借地などにより民間企業・団体等との連携のもと収益や市民福利を確保しながら財産維持する手法も含め適正活用していくこと。また、未利用土地を含む保有土地の適切な管理や活用を行うために、部署の設置や専門職員の配置を行うこと。
7. 新たな歳入確保を推進していくために、未利用公有地の洗い出しや、短期利用の積極的実施等、公共空間や公共施設の更なる活用に引き続き取り組むこと。その成果については分かりやすく全市域的に市民と共有していくこと。特に、周辺地価の変動や、既存店舗の売上の推移など、周辺への直接的な経済効果の分析を行うこと。
8. 歳出改革のために、調達価格のナレッジマネジメント（職員間の情報共有など）のシステム化を検討し、調達プロセスの抜本改革を行うこと。
9. 成績優良事業者の育成及び災害時協力協定締結事業者の意欲意識の向上を図るため、インセンティブ発注の拡充を進めていくこと。
10. R6 予算から稼働する「新・財務会計システム」を活用した、新たな予算編成の取組みを各部署に周知し、現場が使いこなせるように徹底していくこと。また、他局との連携を強固にし、策定した「財政ビジョン」の実現をはかること。

## 国際局

1. 庁内国際人材育成にあたっては、国内事例では得られない国外の先進的な知見を得て、市政の施策の充実を実現できるよう、予算を増やし、国外での研修機会を得られる職員を増やすこと。
2. 外国人への防災に対する意識啓発を強化すること。また、大規模震災（震度 5 強以上）など災害情報の多言語発信を行い、国籍問わず誰もが情報が得られる仕組みを構築するとともに、増加する外国人が地域の防災訓練に参加しやすい環境づくりを一層推進すること。
3. 外国につながる子供たちに対する相談拠点等の充実を図り、生活支援を推進すること。あわせて、外国人意識調査の頻度と課題抽出精度を高めて、的確にニーズを把握すること。
4. 来訪および在住外国人の拡大を見据え、国際交流ラウンジの具体的な機能強化を図っていくこと。あわせて、国際交流ラウンジの新設にあたっては、未設置区（特に西部方面）における早期開設に取り組むこと。
5. 在日外国人の相談や子どもたちの生活支援を実施している民間団体に対し財政支援も含めて支援の強化を図っていくこと。
6. 在日外国人の抱える課題を調査を通じて把握するとともに、個々人の課題に寄り添った支援を実現できるよう、あらゆる外国人支援を行う団体と協働を推進し、きめ細やかな支援とネットワークを充実させ、そもそも行政が設置する窓口につながらない外国人まで、相談・支援が行き届くよう取り組むこと。

## 市民局

1. より地域特性に応じた意思決定と施策の実施ができるよう、必要な職員を配置し、個性ある区づくり推進予算を増額すること。また、自主企画事業費の18区総額を増額し、区ごとの配分割合については人口や高齢化率等の地域特性を考慮し、区民のニーズに応じた額を確保し、適正に分配すること。
2. 区予算の権限・財源委譲については、引き続き区局での連携をより一層深め、真に必要な事業については積極的に予算化を図ること。また客観的指標を用いた区政の評価測定を行い、効率的な予算執行としていくこと。
3. 公共施設のバリアフリー化を一層進めること。
4. 地区センターや公会堂、スポーツセンター等の公共施設の運用や利用環境の改良・改善については、利用者の声を大切にし、柔軟に対応すること。
5. コミュニティハウスについては、市民の交流や自主的な活動が行える身近な拠点としての役割をより一層深めること。また、中学校区程度に1館の整備計画を早期に進めること。
6. 令和6年度に上位100手続（横浜市1900万件の90%）のデジタル化が始まる。これらに合わせ、区役所の現場から業務の改革・改善を行う「ボトムアップ」型の提案・提言を行う現場チームの組織構築を検討すること。まとめた内容をデジタル統括本部の窓口提案・提言し、業務の改革・改善に努めること。
7. マイナンバーカードに関する個人情報流出への市民の不安が高まっている。区役所のマイナンバーカード交付申請業務等については、手続きの適正化を強化するとともに、不安や疑問等に対する相談機能も強化すること。
8. ヘイトスピーチ防止のための啓発活動をより一層進めるとともに、ヘイトスピーチ防止のための条例制定を行うこと。

9. 横浜駅周辺、福富町、野毛、弁天通など、居酒屋やカラオケ店等による客引き行為等に対し、市民や地元商店街から「安心して歩けない」といった苦情や規制を求める要望が寄せられている。風営法や神奈川県迷惑行為防止条例等現行法令では改善に至らない現状や、川崎市では客引き行為等の防止に関する条例を施行した経緯も踏まえ、本市においても条例を制定し、安心して快適な地域社会の実現を図ること。
10. 自治会・町内会へのデジタル化支援については、デジタル担当の担い手確保に繋がるような講習や支援を行うこと。希望する自治会・町内会にはアドバイザー派遣を行うこと。
11. 市内施設利用予約のオンライン化に伴い、市外の方々にも利用を開放することで有効活用を見込める施設については（例えば、音楽演奏施設等）、市外の方々への利用促進をはかること。
12. 許認可申請書・届出書等を提出する際、なりすまし防止のため、本人確認書類を窓口で提示または、写しを郵送するように徹底すること。
13. 市民協働推進センターの機能や役割について、市民に分かりやすくPRし、利用を促進すること。また職員の対応能力向上のため研修等の充実をはかり、他都市に先行したセンターとすること。
14. 広聴制度については、はっきりとした担当部署がない場合（複数にまたがる場合）対応が適切に行われていないことがある。各局が連携し、市民の声に丁寧に対応すること。
15. 横浜市政の政策形成に、市民の意見を反映するための方策の1つとして、常設型住民投票条例を制定すること。市民の意見を一層反映するために、Web や ICT を活用した手段の（デジタル目安箱等）導入や、市長によるタウンミーティングを継続して行い、住民自治を深める取り組みをさらに進めること。

## にぎわいスポーツ文化局

1. 多様な文化圏からの外国人旅行者の受け入れ環境整備に関しては、横浜の観光公式ウェブサイトやガイドブック等で最新情報を発信することに加え、外国人旅行者からの意見も踏まえ、より利便性の高いコンテンツ制作を推進すること。
2. 観光施策、誘客事業を進めるために、ビッグデータ等を活用した来訪者数やマーケティングの分析結果を活用し、マーケティング的視点から PDCA マネジメントサイクルを継続して回すこと。
3. 登録 DMO である横浜観光コンベンションビューローを中核とした多様な関係者との協働により、斬新かつ効果的な観光施策をより一層推進すること。
4. 歴史的建造物をはじめとした横浜の強みである観光資源について、引き続き資源開発を行い、高付加価値化に繋がる施策を推進すること。
5. アーティストやクリエイター等、文化・芸術関係者にとっては、コロナを契機に活動や講演、発表の場や機会を失い、いまだその影響を受けている状況がある。現場の声を丁寧に伺い、必要な支援を届けること。
6. 子どもたちの豊かな創造性や感受性を育むため、身近な地域の文化芸術団体等と連携し、より多くの子ども達が文化芸術に触れる機会を増やすこと。
7. 創造的イルミネーション事業については、世界から選ばれる横浜の夜の観光コンテンツとして定着するようアートを支えるテクノロジーの導入支援、また優れたアーティストを育成するなど、将来を見据えて継続、拡充できる体制を構築すること。イルミネーション事業については、再生可能エネルギーを導入するなど脱炭素の視点を取り入れること。また事業効果についての評価をし、より効果的な実施に繋げること。
8. コンサートやスポーツイベントの機会を捉え、ビッグデータや観光に関わる調査結果を活用した回遊性向上、まちの賑わいづくりを推進すること。

9. 本市には様々なスポーツのプロスポーツチームがあり、また本市は世界的に活躍するスポーツ選手を多数輩出している。プロスポーツチームや選手との連携による、まちの賑わいづくり、スポーツ振興、インクルーシブスポーツの推進をはかること。
10. 「ヨコハマさわやかスポーツ」の推進にあたっては、さわやかスポーツ普及委員会活動を担う人材不足や高齢化など課題がある。ニュースポーツを通じた地域の健康づくりや仲間づくりを担う重要な事業として、今後いかに継続していくかについて現場の声に耳を傾け、検討を行うこと。
11. インクルーシブスポーツ振興のための積極的な支援をさらに行い、障がい者スポーツ協会の設立支援も視野に入れ検討すること。
12. インクルーシブスポーツの地域での取組み推進と合わせて、障がい者の参加の機会を増やすこと。

## 経済局

1. 商店街空き店舗活用事業について、引き続き店舗誘致・担い手育成および各種支援を一層進めること。あわせて、空き店舗情報の公開にあたっては周辺地域の情報や動画の活用、また空き店舗見学ツアーにあたってはオンラインツアー（360度VIEW）等、容易に情報が得られる仕組みの構築を図ること。
2. 後継者不足に悩む事業者と事業意欲ある人とのマッチングを引き続き促進していくこと。
3. 性別・年齢問わず就労から離れた方々に対し、相談窓口の機能強化、関係機関との連携強化、Web相談など就労支援を一層強化すること。特にデジタル人材の育成等、今後需要が伸びるスキルを身につける支援を充実させること。
4. ハローワークで取り扱う業種・業態の拡充および必要な資格やスキルが習得できる支援体制の拡充を要望するとともに、市としてもより多くの就業機会を提供できる体制を強化すること。
5. 南部市場を中心とした周辺エリアの回遊性向上は、賑わい創出に必要不可欠である。旧富岡倉庫地区の整備や、周辺の施設、住民等がアクセスしやすい環境づくりを行うこと。また、これまで実施した、近隣商店会や観光施設との連携事業の成果を、費用対効果等様々な観点から評価を行い、売上の増加につながる賑わい創出につなげること。
6. アフターコロナの時期に入ったが、地域経済・雇用環境の回復も見られるが、事業者によってはコロナ禍の影響から抜けきれていない。臨時交付金が国からの財源であることを鑑み、市独自の「雇用確保支援策」「事業存続のための支援策」を引き続き力強く、きめ細やかに実施すること。また、市民・事業主・企業等を堅守する施策を引き続き実行し、市内経済の維持・活性化をはかること。



7. 横浜のカーボンニュートラルの取り組みには民間技術・技能が必要不可欠である。カーボンニュートラルに向けた新たな技術の研究や開発等に関し、経済局として企業支援・助成する制度構築と予算を確保すること。また、何からどう手を付けて良いかわからないという事業者の支援を講じること。
8. スタートアップ・エコシステム拠点都市「グローバル拠点都市」として、引き続き YOXO BOX を軸とした新ビジネス創出のコミュニティ形成を進め、横浜ならではの人・企業・投資を呼び込んでいくこと。あわせて、新産業の創出・育成も推進すること。
9. 成年年齢が 18 歳に引き下げられ、親の同意がなくともローン等の契約ができるようになり、消費者トラブルに発展することが懸念される。学校向け出前講座などが行なわれているが、若者を対象とした「消費者被害予防教育」を一層強化すること。

## こども青少年局

1. 横浜市男女共同参画行動計画重点施策である「DVの防止及びDV被害者の自立に向けた支援」を実効性あるものとするため、DV被害者への支援充実のための十分な取り組みを行うこと。また、生活リスクを抱える女性のための総合相談支援事業について、面接や同行支援に対する予算を引き続き確保すること。
2. DV防止施策については、DV加害者の更生を図ることで、暴力そのものをなくすよう取り組むこと。また、加害者更生プログラムを実施する民間団体への補助を引き続き行い、デートDV防止講座等、暴力の未然防止について周知徹底していくこと。
3. 児童虐待児の保護決定プロセスにおいて、被虐待児の現状や背景等は専門性をもって把握し、また支援決定に際しては、専門家等の意見を十分に取り入れ、保護者への理解を求め透明性をはかり、健康福祉局等との局間連携を強化し的確な対応につなげ児童の安全を確保すること。
4. 児童虐待防止に関しては、不適切養育につながるリスクの高い妊産婦や家庭に対して早い時期から重点的に支援を行えるよう、職員の増員など含む予算の拡充と関係機関との連携強化を図ること。特に重篤事件を発生させない取り組みを、関係機関と連携し、怠ることなく実施すること。
5. 児童虐待の多くは乳児や幼児に起こることから、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援のさらなる強化が必要である。今後は、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業の強化を図るためにも人材及び財源の確保を行うこと。
6. 子どもの貧困対策として具体的に取り組んで来た「地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業（子ども食堂等）」や「寄り添い型生活支援事業（生活・学習支援等）」について、積極的に支援を行っていくこと。
7. 子どもの貧困対策については、調査結果に基づき適切かつ効果的な対策を進め、ヤングケアラー等の新たな課題にも取り組むこと。その際、学校や保育所・幼稚園や関係機関および地域と連携する仕組みを構築していくこと。

8. ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるための施策を講じること。  
また、実態把握調査に基づき、市民・学校などの教育機関や関係機関に広報啓発を強化していくとともに、子ども達に合った適正な支援をしていくこと。
9. 児相、一時保護所、こども家庭支援センターなどの質の向上や施設の量的拡充が喫緊の課題となっている。その中、横浜市内にある4つの児相内にある一時保護所は定員を超えて、子どもを一時保護しなければならない状況になっている。今後、個々の児童の状況に応じた支援をより可能にするためにも、人材育成、正規専門職の増員、職員の処遇改善等、職場環境の改善を早急に図ること。
10. 一時保護所において、「宿直」であるはずの勤務が、仮眠も満足に取れない事実上の「夜勤」状態となっている事態を解消するため、定年延長等も踏まえ職員を増員し、夜勤体制を整えること。勤務実態に応じるべきであるため、国の動向ありきではなく横浜市独自の取り組みを行うこと。
11. 一時保護中の児童の学習権の保障は市が積極的に確保する必要がある。学校に通えずにいる児童の学びの機会と環境の確実な確保のため、PCやタブレット等デジタル機器の配布を十分に行うこと。また、教育委員会と連携し一時保護所における学習環境をより実効性あるものにしていくこと。
12. 中央児童相談所では、一時保護所の児童心理司の会計年度任用職員2名が配置されているが、児童数に比して著しく不足している。一時保護所においても正規職員として児童心理司配置するなど、国の動向ありきではなく横浜市独自の取り組みを行い進めること。
13. 相談支援体制の強化を図るため、令和5年度末までに、児童相談所における児童福祉司および児童心理司の配置人数については、国の配置基準を満たす人数に達し、かつ、その配置割合（児童福祉司対児童心理士）が2対1となるよう取り組むこと。

14. 2022年6月に改正児童福祉法が可決され、最長22歳までとなっていた年齢制限が撤廃されたが、現状の児童相談所において仮に22歳以降も支援を継続するケースが生じる場合、受け入れ枠の減少が発生してしまう。職員体制の逼迫から定員まで受け入れることが困難な状況もあるなかで、支援を適切に行うためには職員増員は不可避である。市として社会的養護を行う三春学園に対し職員を増員するとともに、民間施設に対しても財政支援を行い、受け入れ態勢の強化を進めること。
15. 保育士住居手当については、10年目以降も補助が続けられるように制度変更を検討し、長期にわたり横浜での人材確保策となるよう整えるため、国への要望に加えて、横浜独自の補助も検討すること。
16. 子どものために国の基準を上回る人員を配置している民間保育園に対し、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」を引き続き行い、職員の処遇改善についても国に要望すること。
17. 幼児教育・保育無償化に伴う無償化給付金の関連事務の簡素化など、負担軽減をはかり、教育・保育の質の向上に専念できる体制を整備すること。また、現在使用しているキントーン等のシステムについて、関係機関と連携を図り見直しを行い、利便性を向上させること。
18. 近年、不適切保育が行われていることが横浜でも大きな問題になっている。不適切保育を未然に防ぐため指導・注意喚起を行うと共に、保育所監視体制を充実させ不適切保育の防止を徹底すること。
19. 実地指導とは、行政の指導担当官が放課後等デイサービス等の福祉施設を訪れ、事業所の育成や支援を念頭によりよいケアの実現を図るのが目的である。今後、実地指導を外部委託する場合、全ての実地指導を外部委託するのではなく、横浜市職員が実地指導の責任を持って行うこと。
20. 未曾有の大災害が発生している昨今、災害時への備えが重要となっている。大災害時には保護者が帰宅困難、来園困難となることから、園での留め置きが想定される。しかし、近年の物価高を踏まえると、運営費で賄うことは大変厳しい状況にある。そのため、災害時非常食の備蓄更新、食物アレルギー児に提供できるアレルギー除去食を認可外も含む各園に常備するための経費の補助または現物支給を行うこと。

- 2 1. 多様化する子育て環境や、保護者のニーズに対し、より寄り添った支援をするため、保護者や職員の悩み・子育てに関する不安の相談や、カウンセリングの実施、教育・育児等へのアドバイスなど、気軽に利用し相談できるカウンセラーを保育施設に設置すること。
- 2 2. 認可外保育園に対し、保育士の基本賃金の引き上げ、家賃補助、キャリアアップ助成金制度、届け出済み認可外保育施設で施設長として勤務した年数を認可保育所での施設責任者として認める施設資格経験年数に加えるなど、認可外保育所を支える制度充実に取り組むこと。
- 2 3. 幼児教育・保育の無償化の対象から幼稚園、認定こども園に通う3～5歳児の保育料を原則無料とするものだが、外国人学校やインターナショナルスクールは除外されている。多文化共生による創造的社会の実現を目指す横浜市として、偏見や差別が生まれないように外国人学校やインターナショナルスクールなどを除外することがないように国へ働きかけること。「横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」に関して補助の上限額を引き上げること。
- 2 4. 障がい児保育対象児童、特別支援保育対象児童及び要配慮児童への支援について、加配認定を待たずに、園の判断による要配慮児童支援のための保育士の雇用を可能とするため、要配慮児童支援保育士雇用費制度を創設すること。また、認定が出た際には、遡って支払いをすること。
- 2 5. 障がい児や医療的ケア児個別受入れ園が看護職員を配置することで加算されている「医療的ケア対応看護職員雇用費」は、医療的ケア対象児童が退所した場合翌年度から加算を受けられなくなるため、看護職員の雇用が安定せず採用も難しい状況にある。安定した雇用を確保するため、医療的ケア児の受け入れができる施設に対して継続して加算をすること。その他にも各保育園に対し、障がい児や医療的ケアが必要な子どもの受け入れ態勢が十分に整うよう、財政支援を行うこと。
- 2 6. 幼稚園、保育園への医療的ケア児受け入れについては、各園の受け入れ可否判断の相談や、看護師配置をし、安心して受けられるよう支援すること。

27. 地域療育センターでの初期相談が二週間以内に行われることに連動して、医師による初診までの親子のケアを行うとともに、1ヶ月以内に医師による初診を受けられるように人員体制の改善を強化し、保護者の不安軽減に取り組むこと。ひろば事業実施の状況から保護者の声を聞き、より早い医師による初診に繋がられるように取り組むこと。
28. 療育を必要とする子ども達が増える中、幼稚園・保育園と療育施設の考え方に相違が生じることがある。子ども達の個々の特性を理解し寄り添った支援、成長により良い保育・教育を行うため双方の連携を強化すること。
29. 地域療育センターや保育園等での障がい児加配申請にあたって、親の合意形成が図りにくいことがあるため、申請書類の見直しを図ること。
30. 児童発達支援と放課後等デイサービスは指定を受けた後に、適正にサービス提供を行っているか、自治体が事業所に出向き実地で指導することになっているが、現在、横浜市は十分な実地指導が行われていない状況である。早急に人材及び財源を確保すること。
31. 地域子育て支援拠点・拠点サテライトは近隣住民に利用が偏る傾向も見られることから、必要な地域への区内複数設置を進めるとともに、交通手段についても工夫を行うこと。
32. 子どもたちに関わる支援事業は数多く、多岐に渡るが、各団体（子ども食堂や学習支援、不登校支援などや地域ボランティア）においての財政支援は非常に少なく、人的・資金面の課題がある。子どもたちを分類することなく支援する仕組みの構築と投資を積極的に行うべく更なる財政支援を検討すること。
33. 共働きの家庭が増え、子どもの放課後の居場所作りが必要であるが、その重要な役割を果たしている学童保育や放課後キッズクラブでは児童数の減少により人件費の負担が増え赤字運営になる施設が増えている。小規模になっても安定して常勤職員を雇用できるように小規模激変緩和補助の継続補助を行うとともに、キャリアアップ処遇制度を拡充し職員の質を向上させること。また、育成支援体制強化補助についても、柔軟な施設運営ができるよう運用緩和を行うこと。

34. 不登校や引きこもりなど困難を抱える子どもや若者の自立支援施策に関して、一人ひとりの状況に応じた、きめ細やかな支援事業となるよう取り組むこと。定期的な専門相談の実施などにより、区役所や教育委員会との連携強化を引き続き図ること。また、一人ひとりのニーズに合ったサポートができるよう窓口機能を充実強化し、適切な機関へつなげること。さらには、民間の支援団体等との連携強化をはかり、より具体的な解決へ向けての支援を行うこと。
35. 各区で行われている引きこもり相談については、一層の広報に努めること。
36. 「産後うつ」が課題となる中、子育てが孤立化しやすい産後期の産後母子ケア事業については、産後うつの相談件数やケア後の経過等の成果を検証し、更なる拡大に向けて予算拡充を行うこと。また、地域の子育てコミュニティの紹介体制を整えること。
37. 不妊治療については保険適用が始まり、受信者数が増加している。一方で、働きながら治療を受けやすい環境整備や、相談しやすい環境の充実が必要である。市職員の「出生支援休暇」が創設されているが、民間企業においてはまだまだ課題である。出生支援休暇が取得しやすくするとともに、民間企業等に勤務する市民が、不妊治療に伴う休暇取得が積極的に可能になるよう、男女共同参画推進課等とも連携して支援を行うこと。また、横浜市として市民が相談できる窓口の充実を行い、適切な情報の取得や支援につなげること。

## 健康福祉局

1. 令和4年から「パワーハラスメント防止措置」が全企業に義務化となった。福祉事業所の職員が定着できる職場環境を目指し、人間関係に配慮し、ハラスメントに係る方針の周知・啓発を行い、マネジメント機能や、ワーク・ライフ・バランスを図り、ハラスメント等のない、誰もが働きやすく、働き続けられるために本市独自の支援・施策を講じること。
2. 「高齢者・住まいの相談センター」ではコンシェルジュを配置して個々の高齢者の状況に適した入所施設案内をしている。しかし介護老人保健施設への紹介所が殆どないことから、利便性向上や空床有効利用を図るため相談センターと地域住民の身近な存在である地域ケアプラザを連携させて、地域ケアプラザにも常設の入所相談窓口を設けること。また上大岡と同等の相談窓口の市内北部地域への設置を検討すること。さらに窓口の利用が困難なご家族のためにオンラインによる相談体制の整備も進めること。
3. 障がい福祉事業所の日中活動が少ない地域においては生活介護事業所及び就労継続支援事業所など必要な支援の場を整備すること。また新設時にはバリアフリー化を行うこと。
4. 高齢・障がい児者施設内での虐待をなくすために、引き続き各施設での研修や自主点検などの取り組み状況を把握し随時チェックしていくこと。過重な勤務状況などが施設内虐待のリスクとなりうるため、適切な休憩時間が確保されているか、サービス残業は行われていないかなど、職員の聞き取りを行うなどして確認し、改善を要する場合は速やかに是正・指導していくこと。
5. 災害時要援護者の個別支援計画を作成することが努力義務となったことから、早期に個別支援計画作成を検討すること。また障がい者等が参加した防災訓練の実施も含め、災害に備えた取り組みを積極的に作成すること。
6. 大規模災害に備えて障がい者支援体制の強化を行うこと。具体的には重度の在宅障がい者等に対する個別避難計画作成の取り組み推進、障がい当事者の参加による地域防災対策の推進、風水害に対する情報支援の充実、災害時における障がい者利用施設の役割の整理について取り組むこと。



7. 強度行動障がいを伴う障がいの抱える課題の解消のため、入所施設・グループホームなどにおける夜間の福祉サービスの利用実態調査を行い、必要な対策を推進していくこと
8. 市民成年後見制度については、市民が中心となり、権利擁護が必要な高齢者・障がい者を支えていくことができるよう市民後見人の育成・大幅な登録者数拡大に向け、より一層の取り組みを進めるとともに、市民後見人のバックアップ体制を整えること。あわせて法人後見についてはリーフレットの他、動画等を活用し、引き続き制度の普及・啓発に取り組むこと。
9. 障がい者施策の策定時には障がいのある当事者や家族を責任ある立場で参画させ、意見を反映すること。
10. 本市の重度障がい者医療費助成制度には精神障害1級の入院医療費が適用されていない。知的障がい者には適用されていることから、格差解消のため対象範囲の拡充を本市独自の支援を検討すること。
11. 精神障がい者のスポーツの支援について、本市では対応が遅れている。相談窓口の充実や支援者及び団体等のネットワークは重要であることから障がい当事者の意見を聞きながら支援体制の整備を早急に検討すること。
12. 障がい者の社会参画の一環として公共空間を活用した自主制作販売、アート展等の機会を拡大すること。また障がい者の芸術文化活動推進の取り組みについても支援体制を強化すること。
13. 精神障がい者手帳の制度には移動支援の同行者割引が無く、利用したくても経済的負担から福祉サービスを利用できない状況がある。パニック発作や幻聴などの症状や、判断能力の低下や長期入院による社会的経験不足による生活障壁等、同行者の必要性が多く存在することから、同行者割引の適用を検討すること。
14. 障がいをお持ちの方がそれぞれの障がいに応じ安心して移動できるよう移動支援の検討を行うこと。運行事業の利用対象者は「下肢もしくは体幹障害1~2級の者で外出時に車椅子を必要とするもの」となっている。肢体障がいでも車椅子を利用しない歩行困難者もあり、義足利用者や片マヒ等、公共交通機関利用が難しい場合もあることから利用対象者を拡大すること。

15. 聴覚障がい者手話通訳者の前途を進めるため青少年、学生などが関心を持ち、横浜市で行なっている手話通訳者派遣事業を担う「聴覚障がい者情報提供施設」など手話通訳養成講習会へ参加を促すような普及・啓発に取り組み、手話通訳者の技術維持に努めると人材確保・質の維持に努めること。
16. 車椅子利用者が生活出来るUD賃貸住宅を増やす取組みを進めること。
17. 多目的トイレと分散型オストメイトトイレの拡充・整備を進めるとともに、利用しやすい環境整備と設置箇所の周知を徹底すること。
18. 操作が簡単な携帯型の対話支援機を聴覚障がい者の日常生活用具の支給品目に追加すること。
19. 在宅介護の負担軽減及のため緊急ショートステイをはじめとしたレスパイトケアを行うこと。ご家族や介護者の身体的、精神的負担軽減、介護者の突然の事故・ケガ等での在宅療養困難時の支援策を早急に講じること。
20. 介護保険料が改訂され後期高齢者医療費の2割負担が導入されたことで、高齢者の社会保障の費用負担が増大していることに加え、年金削減、物価高の高騰など高齢者の生活が厳しい状況になっている。本市として独自の高齢者の負担軽減措置を講じること。
21. 地域において高齢・障がいに対する課題に関してアウトリーチ型支援が必要なことから、地域保健福祉行政を担う保健師、精神保健福祉士等の専門職を増員すること。また医療介護専門職の資質の向上を図ること。
22. 慢性的な保健師不足の中、保健所での業務の最大ニーズを想定し、都道府県等が全庁を挙げて体制を整備することが求められている。保健師への応援体制を行うため人材派遣会社からの紹介、会計年度任用職員の雇用を検討すると共に潜在的有資格者の雇用促進など、来年度に向け区福祉保健センターを中心に正規職員での保健師の増員を行うこと。
23. 昨今、障がい者の孤立化が問題になっている。課題を解消していく上で相談支援体制の強化、地域における障がい者理解の促進、障がい者の仲間づくりへの支援、障がい者の社会参加への支援を一層充実させる取り組みを強化すること。

24. 「老人保健施設」の利用料の滞納について現状把握、課題の整理の上で具体施策を講じること。
25. 引きこもり支援については調査対象年齢を拡大し、調査分析結果を基に対応策を検討すること。
26. 40歳以上の引きこもり支援については、貧困など生活相談だけでなく、精神疾患などが疑われるケースも多くいるため、今年度新設された引きこもり支援課を中心に医療的な相談ができる体制を構築していくこと。
27. 身近に頼れる家族等がない独居高齢者が専門性を要する医療介護サービスを受ける際などに同行支援が必要なケースについては、訪問看護師の同行サービスを全額自費ではなく、一部補助を受けられるよう検討を進めること。
28. 独居高齢・障がい者が住み慣れた地域で最期まで暮らせるよう、セーフティーネット住宅の充実をはかること。
29. 敬老パスについては、IC化による利用実態及び利用実態調査を踏まえ、より一層健康増進・社会参加を促す持続可能な事業となるよう検討を進めていくこと。
30. 透析患者の高齢化による合併症の進行及び独居老人などの通院困難者の将来増が予想される。透析患者が入院可能な透析施設及び透析施設が併設された介護付き入院施設の需要がこれまで以上に増加が見込まれることから、施設の新設及び事業者の育成に取り組むこと。透析など医療的ケアが必要な高齢者が入所できる施設の新設及び事業者の育成に取り組むこと。
31. がん検診の受診率向上に引き続き取り組み、全国上位を目指すこと。特に受診率の低い働く世代及び肺がん検診の受診率向上を目指し、引き続き健康増進のための啓発や、受診の重要性を訴えるなどの取り組みを進めること。
32. 横浜市の胃がん検診の自己負担金の金額はX線検診、内視鏡検診のいずれも3,140円で他都市と比較しても高額である。受診率向上のため、自己負担金の減額を検討すること。

33. 障がい者をお持ちの方が安心して本市の各種がん検診を受診できるよう、環境整備を図ること。また、各人の障がい特性により一般市民と同じがん検診の受診が困難な場合は横浜市民病院がんセンター等で受診できるようにすること。
34. 日常的な感染症対策が重要なことから、広く生活衛生・環境対策など、健康危機管理の拠点である衛生研究所に対して、専門職の増員配置や継続的な各種検査機器の更新、日常業務、研修を通じた人材育成など進めること。
35. 50才以上の帯状疱疹ワクチン予防接種費用助成について、帯状疱疹の発生率は50歳以上で増加し、80歳までに3人にひとりが罹患すると言われていたが帯状疱疹ワクチンについては高い予防効果が期待できるが費用が高額である。費用助成を行っている地域もあることから国への要望とともに実現まで横浜市独自の接種費用助成を検討すること。
36. HPV（子宮頸がん）ワクチンの接種に関しては副反応の情報を確実に提供すること。
37. アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症については、横浜市依存症対策地域支援計画に基づき、予防のための取り組みや依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発、相談につながるための普及啓発などに取り組むとともに、依存症に悩むご本人やご家族等への支援など依存症対策の一層の強化を進めること。
38. 産後ケア事業については安全管理の側面からも人件費の確保が急務である、助産師のケアに見合った正当な価格、かつ継続的に受託できる委託・運営費の予算を講じること。
39. 50人に一人いるとされる小児弱視の早期発見のため、3歳児健康診査で屈折検査を導入すること。そのために厚労省の補助を活用し、各区保健福祉センターに屈折検査機器を導入すること。
40. フードバンク活動は生活困窮者支援・食品ロス削減等に大きな役割を果たしている。行政内部での理解・連携を一層深めるとともに、具体支援を支援を行うこと。

- 4 1. 市民の健康増進とりわけ子どもたちを受動喫煙から守るため、子どもたちが集いやすい公園や子どもの遊び場や駅周辺などにおいてポスターやチラシなどによる啓発活動にさらに取り組むとともに、受動喫煙禁止区域化を関係局と連携し進めること。
- 4 2. 福祉人材のすそ野の拡大を進めるため、経済状況に応じた就業条件の不断の見直しや、他業種の人材や外国人、高齢者、障害者など、多様な人材が活躍できる人材確保の取り組みを進めること。また、保育士、介護士、障害者支援員等の、職員が自らの仕事にやりがいもち、資質の向上に取り組んでいくために、研修体系の強化、処遇改善や資格取得支援、複数法人の連携・協働によるキャリアアップの仕組みづくりなど人材育成の取り組みも進めること。
- 4 3. 衛生研究所・保健所について感染拡大時に機動的に対応するための訓練を定期的実施すること。また、新型コロナウイルス感染症に対する各国・各都道府県等の対応事例や本市の対応事例とその効果を丁寧に検証しその知見を活かすとともに、ICT を活用した業務の効率化、統計データ等のわかりやすい情報発信などの取組も進めること。
- 4 4. 小児医療費助成については、本来は国が責任を持って進めるべきであり国への要望を継続しつつ、助成対象を高校生相当の年齢(18 歳になる年度末)まで拡大するための検討を進めること。
- 4 5. 近年、家庭内での犬猫等動物の過剰な多頭飼育が問題となっており、その一因として飼育者の高齢化、身体及び精神の障がい等を要因とする孤立化があげられている。動物へのネグレクト、糞尿等による飼育環境の劣悪化などの状況になる前に、関係各局が連携をして多頭飼育問題改善に努めること。

## 医療局・病院経営本部

1. 医療現場において重要な役割を担う看護職員について、年度当初に欠員が生じることがないようにするとともに、年度途中の欠員についても速やかに補充できる体制を整えること。
2. 看護補助者や医師事務作業補助者の採用や育成を積極的に行い医療・介護を支える人材の確保を積極的におこなうこと。
3. 2024年からスタートする、医師の働き方改革に向けて救急医療体制の確保等を含めた考え方を早急に示すこと。
4. 休日急患診療所及び3夜間急病センター補助金の算定方式見直しについて、必要な人員配置を維持していくために人件費を基礎とした補助金の算定見直しと存続可能な財政支援の継続を検討すること。
5. 各区休日急患診療所及び、各夜間急病センターについては必要な人員配置を維持していくため、人件費を基礎とした補助金の算定見直しを行うこと。
6. 各区休日急患診療所の建替えに伴う補助額については、建築費用相場の変化に応じた建替え補助額の見直しを行うこと。また休日急患診療所の増築についても補助対象の拡充をすること。
7. 横浜市独自の医療ビックデータ YoMDB (Yokohama Original Medical Data Base) など外部データ等を有効的に活用し、医療政策上の課題解決に向け取り組むこと。また有効的に利活用できるよう、職員の育成・研修・事例の共有を図ること。
8. 急速に進む高齢化に対応するため、本市に適したICTを活用した地域医療ネットワークの全市展開出来るよう、サルビアねっとが市民にとって有益なシステムとなるよう利用機関・登録者拡充のための取り組みを一層拡充し強化すること。

9. 横浜市では、横浜市病院協会看護専門学校への運営支援等の実施や老朽化対策として緊急度の高い設備の改修等について、病院協会においては大規模設備の更新等を含めた改修工事等に対応できる十分な財源が確保できていないことから、本市においても施設、設備の維持に対する継続した財政支援を積極的に行うこと。
10. 地域医療構想の推進にあたり、病床整備は病院協会等地域医療関係者と意見交換のもとに進めること。
11. 災害時の診療機能維持を目的とした自家発電の整備や医薬品等の整備に係る費用負担については、原則自助とされているが、自然災害時においても確実・適切に病院機能を発揮するために必要な支援の維持を行い、ガソリンスタンド等営業所の拡充に取り組むこと。
12. 広域災害時における透析が可能な医療機関の確保し、「災害発生時に透析患者は、どう動けば良いか」のマニュアルを公表すること。また他県への集団移動、宿泊先確保などの具体的プランを策定すること。
13. 周産期医療体制の充実を図るため、産科病床の整備費等の助成をはじめ医師の増員・確保を進めるための現場の声を反映した助成支援を拡充すること。
14. 脳卒中・神経脊椎センターの機能のさらなる事業費や人員のさらなる拡充を図ること。
15. 歯科保健医療センターにおいて、障がい者の増加だけではなく、医療的ケア児、高齢者等の摂食嚥下障害への対応など求められている診療ニーズは急増している。現状の課題把握や課題の調査を進め、新たな歯科保健医療センターの設置について検討すること。
16. 精神科病院入院患者の人権擁護を行うため、患者が安心して医療を受けられるように、強制入院、隔離、身体拘束、不適切な薬剤投与、医師・看護師配置など理不尽な処置を行わないよう病院への指導を徹底的に行うこと。
17. 重度訪問介護の拡充と介護付き入院の拡充を行うこと。

18. 新型コロナウイルス感染症患者の対応等で学んだ経験をもとに今後、新たな感染症が発生した場合に備え、通常医療と流行感染症の対応策を確立し、重症化病床の確保等、医療提供体制を強化すること。
19. 今後も新型コロナウイルス感染症患者の急増により、重傷者や死亡者が増加し、通常医療に支障が生じるなど医療崩壊へ至るリスクが懸念される。重症化病床の確保等、医療提供体制を早急に強化すること。



## 環境創造局

1. 全市的にスポーツができる公園や施設が不足している。市民の安全を確保したうえで、公共施設の跡地利利用、民間所有の土地や市の下水道用地・調整池の利活用などを含め様々な手法を用いて、スポーツができる公園や施設を積極的に整備すること。併せて、市民が自由に利用できる枠を拡充すること。また国・県と継続協議を行うこと。
2. 市内公園の再整備を行う際は利用する周辺地域住民の意見を聴取し、地域住民が必要とする設備等を設置すること。
3. 横浜の「農」を世界に発信するために、日本の在来品種、横浜の在来品種の栽培や低農薬・低肥料栽培、また無農薬有機肥料でのオーガニック栽培を市内農地で行い、さらに安心・安全な農作物を提供できる仕組みを構築すること。
4. 都市農業の保全と振興のため、横浜ブランドの農畜産物の新たな構築と販売促進を強化し、安定した供給や流通への支援を拡充すること。また、民間のノウハウを活用することにより、売り上げなど、実際の成果を実感できるよう引き続き取り組むこと。
5. 地産地消・防災・教育・市民農園の紹介など都市農業の持つ多面的機能について、市内小学校や援農隊等の取り組み事例の紹介や、各種イベントを通じて、引き続き積極的に広報活動を引き続き行い、都市農業への理解を促進すること。
6. 気候変動、農業資材や燃料費の高騰により農業者の置かれている状況が厳しくなっている。現場の声に丁寧に耳を傾け、都市農業の継続に必要な支援策を検討すること。
7. 市内でも深刻化する農業の後継者・担い手不足を解消するため、農家以外の参入の推進、経営安定化支援、農家後継者の経営継承、経営分離等、自立に向けた支援を、一層進めるとともに、あらゆる手法を用いて農業に関心を持つ市民の農業参加や援農隊の拡大を引き続き図ること。あわせて、農福連携について関係各部署が協力し支援・強化すること。

8. 横浜市における畜産業において、飼料自給率の向上のため、廃棄物削減のために産業廃棄物となるおからや食品製造副産物、調理残差、農場残差などをエコフィード(eco-feed)として利用できるよう飼料化の仕組み及び流通体制を構築すること。
9. 「食べきり協力店」、「よこはま健康応援団」、「テイクアウト&デリバリー横浜」など更なる庁内連携を進め、地産地消の取り組みを加速させること。
10. 地産地消の更なる推進に向け、よこはま地産地消サポート店の拡充および各地区等で実施している「あさいち」の販売場所の拡充を図ること。
11. あらゆる人々が地産地消に関する情報を気軽に共有できるよう仮想空間を活用し、生産者と市民・企業を繋ぐプラットフォームを創り、意欲的な生産者や市内農畜産物のアピールができる場の創出を検討すること。
12. 豊かな海づくりの取組で得られた知見などについて、横浜みなと博物館やスカイウォークなど海に関係する場所での展示や市庁舎でのデジタルサイネージの利用など、より一層庁内で連携して成果を可視化し、市民に広く発信していくこと。
13. 他都市では環境ビッグデータを活用した管路劣化診断やスマートフォンアプリを活用し、ゲーム感覚でマンホールの劣化情報を市民と一体となって調査する仕組みの構築、さらには管工事の効率化、民間技術を積極的に活用している。より強固な管路マネジメントサイクルの実行を行っていくための公民連携を検討すること。
14. 下水道台帳管理システムに蓄積したデータを有効に活用し、予防保全型維持管理の強化を図ること。
15. 集中・ゲリラ豪雨が頻発する状況に鑑み、排水基準に満たない地域や浸水被害の頻発する地域を重点に、雨水幹線や貯留施設の整備を引き続き重点的に進めること。また、普及が進んでいない宅内雨水浸透ますについて、引き続き、イベント時の啓発や様々な広報媒体の活用により、積極的なPRを引き続き行い、設置を促進すること。

16. 森林環境税（国税）、みどり税、および神奈川県独自の税制である水源を保全・再生するための個人県民税との目的の違いを引き続き周知徹底し、みどり税の成果の広報を積極的に進めること。みどり税の用途については対象範囲の見直しを行い、市民サービスの向上が一層図られるよう効果的な活用を行うとともに、暫定的な自治体独自課税としての役割の再点検を行うこと。
17. 特別緑地保全地区、緑地保全地区等の指定を受けられない小規模樹林地、接道状況の悪い樹林地・後継困難農地などを積極的・直接的に維持管理また買入できる財源として横浜みどり税を活用すること。
18. 市街化区域に隣接する第三種農地の転用許可審査については、土地の有効活用の観点から審査基準の緩和や例外規定などを設けるなど、柔軟な対応が可能となるよう、農地法第4条の審査基準の運用緩和を施行すること。
19. 市内全ての駅半径3kmおよび公園や公共施設周辺を喫煙禁止地区に指定または時間帯を設けて喫煙禁止とし、受動喫煙を徹底的に防止すること。
20. 横浜市が指定する「美化推進重点区域」に一日の乗降者数5万人を超える鉄道駅（長津田駅、菊名駅、新杉田駅、青葉台駅、綱島駅、金沢八景駅、鴨居駅、保土ヶ谷駅、羽沢横浜国大駅、港南台駅）周辺を順次指定していくこと。
21. 外来種を含む野生生物の被害が市内各地で多く発生している。生活上の被害対策のガイドラインを市民に周知させ野生動物への餌やり行為を防止し、繁殖力を抑えるよう取り組むこと。特に外来種においては河川や公園内の池、遊水池等で定期的な生態調査を行い、市民へ周知、啓発活動を行い横浜市における固有の生態系の維持に努めること。
22. 水質汚染物質である有機フッ素化合物（PFAS）について、水道水源地のみではなく横浜市内の河川、ため池等において水質検査体制を強化し、汚染を未然に防ぐ体制を整えること。
23. 多目的トイレとオストメイトトイレの拡充をすること。

24. 初期に設置されたオストメイト対応トイレは流れの悪い機器が多く1回では排せつ物を流しきることができないことがあり、また手洗い用せっけんが設置されていないトイレや、汚物流しのシンク近くにトイレットペーパーホルダがないトイレも多い。順次新しい機器に取り換えるなど、整備を行うこと。またオストメイトはトイレで排泄物を処理する際時間がかかる（5～10分）ことから、トイレの外にオストメイトに対する理解（内部障害であること、排泄物の処理に時間がかかることなど）を周知する文章等を表示すること。またトイレ内にもオストメイト対応トイレの使い方の説明を表示すること。

## 資源循環局

1. プラスチック資源循環促進法の施行を受け、プラスチックの回収量が急増し、処理能力不足が懸念される。回収・処理事業者とも十分協議したうえで本市としてプラスチックのみの製品以外の製品を含めた一括回収の方向性を決定するとともに、必要な支援を行うこと。
2. R6年9月から市内9区においてプラスチックごみの分別拡大が先行実施される。分別回収に伴い焼却によるCO<sub>2</sub>が大幅に削減できることが期待されることから、外国人居住者を含め丁寧な広報と説明および理解を得られる取り組みを展開し、全市展開を行うこと。あわせて、プラスチックの分別処理費用の増加が懸念されることから、プラスチックごみを削減・発生させない新たなライフスタイルの定着に向けた広報と事業者への働きかけを積極的に行なっていくこと。
3. 各都市にてプラスチック一括回収が順次開始される。本市においてもプラスチックのみの製品以外の製品についても早期に回収できるよう回収・一時保管・再商品化に向け、公民連携をさらに加速させるとともに近隣都市との広域連携を検討すること。
4. プラスチックの再商品化にあたっては、回収から再商品化までを可能とする大臣認定ルートの検討を行うこと。
5. プラスチック製品のリサイクル促進のため、金属やゴム等異素材と組み合わせられた製品は分解、分別しやすい構造の改良をメーカーに働きかけるなど、リサイクル有料製品の認定制度等の検討を進めること。
6. 公共事業および各局資材品の購入にあたってバージンプラスチックを制限すること。
7. CO<sub>2</sub>の分離回収技術の早期実現と回収したCO<sub>2</sub>の再商品化に向け、財政支援・技術連携を図るべく公民連携を一層進めていくこと。
8. 太陽光パネルのリサイクルについて、民間事業者と共に研究を進め、横浜型サーキュラーエコノミーの好事例とすること。

9. 「循環型社会形成推進交付金制度」について、引き続き予算拡充と活用範囲の拡大を国等関係機関へ積極的に要望すること。また、市民サービスの向上と街の美化対策充実に向け、地域対策車・狭路車の増強を引き続き進めること。
10. 現在リースしているごみ収集車を順次購入に切り替え、購入車両の割合を増やすこと。あわせて、将来的な予算の平準化を行いつつ、FCV ごみ収集車やEV ごみ収集車やLPG 収集車を導入し、環境改善を図ること。
11. ふれあい収集や持ち出し収集、いわゆるごみ屋敷対策について、命とくらしを守るという観点から福祉施策との連携を強化し、研修等を通じて職員の育成を行うとともに、早期解消に努めること。合わせて市民への周知・啓発に努めること。
12. 「ゴミと資源物の分け方・出し方」パンフレットなどの配布物、分別アプリ、LINE などを活用するとともに、不適切に排出されたゴミなどが散乱している集積場所の改善等も行い、適切なゴミの出し方について引き続き広報・啓発・掲示すること。
13. 不要となった水銀添加廃製品及びアスベストについて、適正処理を行う必要があるため、引き続き集中的な回収・処理に努めること。また水俣条約や水銀、アスベスト対策について市民への啓発を行うこと。
14. 家電リサイクル法のリサイクル料金について、料金引き下げや前払い制導入を図りつつ対象品目の拡大について、引き続き国への働きかけを行うとともに、既存の粗大ごみ回収システム等を参考に、安心して安全なりサイクルルートとして市が関与した申告制度を確立すること。
15. 家電リサイクル法の推進や不法投棄防止の観点から、リサイクル料金の「引き下げ」や、「前払い制」の導入を図りつつ、対象品目の拡大について引き続き国への働きかけを行うとともに、既存の粗大ごみ回収システム等を参考に、安心して安全なりサイクルルートとして市が関与した申告制度を確立すること。また小売店や不用品回収業者の再生フローの監視体制等のガイドライン策定等について、関係機関に引き続き働きかけること。

16. 食品ロス削減につながるフードバンク・フードドライブ活動は行政、企業、団体等の援助を受けて生活困窮者支援として大きな役割を果たしており、継続的な支援が求められる。食品ロス削減とフードバンク・フードドライブ活動について、今後も行政内部での理解を深め、関係各所と連携して機会増大に努めるとともに、引き続き横浜市が主体となり支援体制を構築すること。またインターネットやSNS等を通じた認知度向上および市民の行動変容に繋がる取り組みを推進すること。
17. 外食事業者から発生する食品ロスは、客の食べ残しが多くの割合を占めている。「食べきり協力店」事業のみならず、市民に周知できるような新たな取り組みを進めること。
18. 更なる食品ロスの削減、食品廃棄物等の発生抑制に向けて、住民に対する広報、学習授業支援など普及啓発の促進に横浜市としても積極的に関与すること。また食品産業が出す事業系の食品ロス削減に関してはその効果に対する「インセンティブ方式」等を採用し、企業努力によるメリット性を高める取り組みを進めること。
19. 食品廃棄物においては、堆肥化・消滅化、下水処理等、焼却に代わる新たな技術が生まれてきている。商店街や自治会・町内会等への設備導入を促すための広報啓発活動の取り組みを展開するとともに、設置に関わる助成を検討すること。
20. 再生リン配合肥料の国産化に向け、事業者および市民に対する普及啓発を行うこと。あわせて再生リン回収施設の拡充を図ること。
21. ごみの不法投棄について、監視装置や警報装置の増設とともに、引き続き監視パトロールなど地域と連携した防止対策を強化すること。また、街中に不法投棄されているゴミを早期に撤去できる仕組みを作ること。
22. 戸建て住宅10戸以上の開発行為区域内に専用のごみ集積場所を作る基準の引き下げ、かつ共同住宅ごとにごみ集積場所を設置するように基準を見直すこと。近隣住民同士のトラブルを避けるため自治町内会等のごみ集積場所に関するルール等について重ねて広報するとともに、戸別収集に対応できるよう検討すること。

23. 資源集団回収事業におけるドライバー不足、従業員の休日確保の困難さが続く中、「働く人たちにとっても持続可能」な資源回収事業にするべく、資源集団回収の頻度・日程の見直し、変更について柔軟に対応していくこと。また国際的な市場価格の悪化等様々な要因で回収が止まった場合は、市民生活に影響が出ることが無いように行政回収が行われるよう仕組みを整えること。
24. 今後想定を遥かに上回る災害が発生する可能性を踏まえ、民間企業等とも連携し、災害がれきや廃棄物の受け入れ、仮置き場、処理に関わる協定を率先して進めるなど、大規模災害への備えを引き続き進めること。
25. 災害発生時の迅速な対応に備えるため、廃棄物収集車、し尿収集車等、公用車の燃料を備蓄するための施設を方面別に設置すること。
26. 外国人居住者とのコミュニケーションを図るためにごみ収集車に翻訳機器（ipad等）を設置すること。
27. 新たな喫煙禁止指定地区について、地域住民からの切実な要望を踏まえ、積極的に拡大を推進するとともに、指定地区に於ける分煙を徹底するため、喫煙環境の整備も行うこと。また、歩行喫煙や吸い殻のポイ捨て等について、パトロールなどによる啓発を強化すること。
28. 公衆トイレを設置することができない場所、公衆トイレのバリアフリー化改修ができない場所などにおいて、昨今実証実験を行ったコンビニエンスストアのトイレを市民が利用できるようにするという民間事業者との連携を早急に事業として展開し、高齢者、子育て世代、障がい者等すべての市民がトイレの心配をすることなく外出することができるようにすること。



## 建築局

1. 狭あい道路拡幅整備事業に於いては、住民の理解を得ながら、各区の土木事務所における道路改良事業等と連携を図り、既存認定されている路線の早期整備を進めること。
2. 横浜市耐震改修促進計画において耐震化の対象となった13.8万戸の物件のうち、引き続きオーナーと連絡がとれていない3.1万戸について、ダイレクトメールや個別周知啓発を加速継続すると共に、固定資産税台帳等の税情報を活用し所有者に対する働きかけを強化し、制度の利用促進を図ること。
3. 本市における住宅のうち、建築基準法による新耐震基準前に建築された住宅は約18%となっており、その多くが木造で住居系地域に存在している。このため、共同建築化が難しく大規模災害発生時には被害が集中することが予想される。このため木造住宅耐震化助成費制度の拡充を進めること。
4. 空き家及び特定認定空き家については、「横浜市空家等に係る適切な管理、設置等に関する条例」の趣旨にのっとり、関係部局が積極的かつ主体性をもって取り組みを実施する事。空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に対応するよう、協定を結んだ専門家団体、民間企業 NPO 法人等と引き続き連携を強化し、空き家に準じた助言・指導を進めていくこと。また、空き家を未然に防ぐため市民向けの勉強会や専門家の派遣など、取り組みを駆使し対策を講じること。
5. 約19万戸ある空き家や未利用地の活用については、活用可能な空き家を選定し、現状行われているマッチング制度で募集要件の幅をさらに拡充し、多く門戸を開く必要がある。そのため、税情報等の活用も視野に入れ、空家所有者へのアプローチ強化を図り、利用者増加に向けたより一層の制度強化を図ること。
6. 郊外部の再生については、地域住民、企業、大学、NPO 等との連携によるエリアマネジメント等の公民連携の手法により、地域課題の解決につながる取組や、その持続可能な仕組みづくりを引き続き行い地域の活性化を促すよう取組むこと。

7. 土砂災害警戒区域内にある危険度の高い崖地については「防災対策工事助成制度」や「崖地防災・減災対策工事助成金制度」の周知・利用を促し、民有地の所有者に対する働きかけを強化し、危険箇所の改善を図るように、引き続き積極的に求めること。特に「即時避難指示対象区域」においては、その危険度にあわせて早急の改善を行うこと。また、対策が進んでいない状況の原因説明を行い、制度を利用しやすいよう、必要であれば助成額を引き上げる等の対策を講じること。
8. 第1種低層住居専用地域における容積率の緩和および敷地面積の最低限度の緩和については、令和6年度より用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方が示され、制度の運用が始まる。変更によって建設需要が高まることが予測されることから、広域的な周知を行い着実な運用に務めること。
9. 災害時の民間所有の建物等の復旧について、復旧コーディネータ（仮称）の創設や関係団体との協定についても検討を進めること。
10. 現状の集合住宅や戸建て住宅の建設戸数によるごみ集積場所基準では、既存のごみ集積場所への負担が大きくなり、地域の問題となっている。したがって10世帯以下の集合住宅または10戸以下の戸建て住宅が複数棟建築される際には、敷地内にごみ集積場所を必置するよう建設会社等と事前協議の上、徹底させること。あわせて、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」の改定を進めること。
11. 市営住宅の建て替え及び長寿命化工事等は周辺の公共施設の複合化の推進やリノベーション等を積極的に進めること。
12. 道路拡幅にあたって、横浜市は歩道縁石後退の義務付けがないため、車道の拡幅に至らないケースが発生している。防災まちづくりにおいて、歩行者の安全確保と、緊急・福祉車両の走行確保の両面を満たす観点から、道路交通法において歩道がある場合、車両は車道を走行しなければならないと定めのあるなか、狭あい道路拡幅の際には、歩道縁石後退が確実に行われるよう建替え等の機会に取り組みを進めること。

13. 生活保護受給者は住宅扶助費が支給され、また身元引受人がいない場合が多く、セイフティーネット住宅の制度を利用できない方々も多い。このため生活保護受給者等に対しても、セイフティーネット住宅を提供できるよう柔軟な制度の運用を図ること。

## 都市整備局

1. 地震時の延焼危険性が特に高いとされる「重点対策地域」を中心に「まちな燃化推進事業」を推進することに併せ、安全な避難や緊急用車両等の通行を確保するため、狭あい道路拡幅整備事業補助金や建築物不燃化推進事業補助等について関係各所と協力して周知徹底に努め、確実な取り組みを進めること。
2. 「モビリティマネジメント」の推進については、需要者側である地域の住民、学校、企業、観光客等の公共交通の利用促進の取組を支援することが重要である。都心部においては、観光客や来街者の増加が見込まれることからにぎわいスポーツ文化局と連携を図り、「横浜ベイシティマップ」の活用や利便性を向上させるため既存携帯アプリ等を利用したマップのデジタル化も検討するなど必要な施策を推進すること。
3. みなとみらい地区を中心とした大型商業集積地域から、都心臨海部周辺への回遊性と経済波及効果を高めるため、既存公共交通だけではなく、MICE施設から繁華街へ向けた専用シャトルバスや、電動キックボード、水上交通なども含めた多様なモビリティの構築に向け、関係各所に積極的に働きかけ、整備を進めること。
4. 本市における高齢化率は平均して25%程度であるが、郊外部において50%を超える地域も存在している。これからも上昇する高齢者市民の移動手段を確保することは、これまでの都市計画を行ってきた本市の責務であると考え。コミュニティーバスや乗り合いタクシーの充実も必要であり、また国土交通省の提言する、地域と共生するスモールモビリティ導入などの、新しい発想に立脚した施策の検討も行い、高齢社会における地域交通の在り方について、計画の策定及び実施に必要な措置をとること。
5. 横浜駅からみなとみらいと山下公園を經由し、元町地区などの都心臨海部を、徒歩で移動しやすい歩行空間整備を行い、国土交通省が提唱しているウォーカブル推進都市の実現に向けて取り組むこと。

6. 横浜駅周辺や大岡川等の内港地区に接続する流域での水辺空間を利用した賑わいづくり、街づくりを河川管理者である神奈川県と連携し、より一層推進すること。特に中村川において、JR 石川町駅前の棧橋建設は令和6年度末の完成を目指し、工事が進捗しており、棧橋等ハード整備が着実に進められている中、旧日本郵船海岸通倉庫の隣接水域なども含め、水上交通の拡充や今後の港横浜の観光施策にも資するような水辺空間利用を通じ、周辺地区の賑わい創出につながる取り組みを関係各局と連携し、着実に進めること。
7. 利用者の安心・安全を確保するため、鉄道駅舎可動式ホーム柵等整備事業において補助対象駅以外についても設置が拡大していくよう鉄道事業者と協力してすすめること。鉄道駅の混雑緩和については、見える化や時差通勤の推奨など、鉄道事業者と協力して取り組みをすすめること。
8. 横浜市高速鉄道4号線（グリーンライン）沿線の魅力ある街づくりを引き続き進めること。中山駅南口地区の市街地再開発事業では、事業計画の早期策定に向け、必要な措置を講ずること。東山田駅周辺地区においては、組合施工になる事が推察されるため、地元の合意形成を進めるよう支援強化を行うこと。
9. 横浜駅東口に隣接する新都市センタービル1階の路線バスターミナルは、施設の老朽化に加え、Bレーンのエレベーター不在など、高齢者や障がいのある方々、またベビーカー利用者への利便性が不足している。継続的に横浜駅東口各事業者との話し合いを進め、より安全で便利な横浜駅東口バスターミナルとすること。
10. 横浜駅東口のポルタ地下街入口付近には、エレベーターが1基しか設置されておらず、混雑が常態化している。なかでもベビーカーや車いす等を利用する市民に不便を強いているため、エレベーターを最低でも1基増設するよう引き続き関係各所・各機関に働きかけを行うこと。

- 1 1. 東横線跡地については、みなとみらい21地区と高島・戸部・桜木町・野毛エリアとの回遊性向上を図るうえで非常に重要な公共空間であり、横浜独自の建築遺産となりえる構造物である。上部空間の整備については、国の制度変更を生かしながら、新たな公共空間の活用視点を取り入れ検討を進めること。高架下空間においても、アメリカ、ロサンゼルスにおけるアート・ディストリクトの様な活用方法も十分考えられる。また、災害時には多くの滞留者が発生することが予想される地域でもあり、高島・戸部・MM21地区の住民を含め、都心部における避難場所としての活用も合わせて検討すべきである。関係各局と連携し、幅広い活用方法を検討するとともに、再整備にむけての取り組みを確実に行うこと。また歩道の拡幅や自転車専用通行帯の整備などの可能性も検討し、必要な措置を講ずること。
- 1 2. 旧横浜市街地における公共空間の利活用については、関内・関外地区活性化協議会の部会においても活発な議論がなされている。この議論を基にした社会実験等を行い、計画の実現を早期に目指すこと。また交通量の少ない道路においては、車幅の減少や一方通行化も視野にいれた柔軟な社会資本の再構築を行い、都市のブランド力向上を図ること。
- 1 3. 社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じてマスタープランの見直しは大変重要である。特に、京浜都市臨海部再整備マスタープランは、経済・産業において重要地区であることから、「現状と課題」を認識・分析したうえで、戦略と計画の直しを行うこと。
- 1 4. GREEN EXPO 2027の理念に基づき、地球環境を守る先進都市として、未来の都市の在り方を積極的に打ち出すとともに、来場者がワクワクし夢や希望をもたらす計画とすること。また、本会場以外のサテライト会場の検討も同時に進め、開催までの間、機運の醸成を高めるための官民一体となった取組を行うこと。
- 1 5. 2027年開催予定の「国際園芸博覧会」への周辺鉄道駅からの輸送については、公共交通を基本とし事業者と調整を進め、環境に配慮した車両の導入を検討すること。また、三ツ境駅及び南町田クランベリーパーク駅から徒歩で来場可能な歩車分離の歩道整備を進めるなど、歩行者動線計画を見直すこと。

16. GREEN EXPO 2027は首都圏初の国際博覧会であり、全世界に本市のGXの取り組みを示す絶好の機会である。GREEN EXPO 2027の成功に向け、従来の考えや組織体制に捉われない組織体制を構築し、強かに推進すること。
17. 宅配業界にとって再配達問題はここ数年の大きな課題であり、大阪府八尾市で実施した簡易型宅配ボックスの実証実験では再配達7割削減に成功している。このことを参考に、簡易型宅配ボックスの配布や戸建てやマンション等住宅への設置努力義務等について検討すること。

## 道路局

1. 本市が定めた自転車活用推進計画に基づき、郊外部においては住民が生活しやすい自転車通行空間の整備を行い、都心臨海部においては観光施策としても、横浜を身近に感じてもらえる通行空間の整備を促進し、自転車と歩行者、自動車等全体の安全を図りながら、自転車を横浜らしい街づくりに生かす為の取り組みに勤めること。あわせて自転車専用レーンを駐停車禁止とするよう、県警及び国と協議すること。
2. 横浜市自転車等の放置に関する条例第3条に基づき自転車駐輪場の設置と適切な駐車方法の指導啓発を引き続き行い、必要であれば自転車等放置禁止区域の指定も再度見直すこと。また海外などの先駆事例を参考にし、自転車利用を交通システム全体の中に組み込むなど、問題の根本的解決に向け、関係各所と連携を取りながら基本計画をとりまとめ、施策の実現に向けて取り組むこと。
3. 県警を含めた関係機関とよく情報を共有し、市内全域において自転車専用レーンを設置するなど安全確保策を徹底すること。また、保育所や区役所、病院など子育て関連機関につながる道路・区域においては自転車走行可能な歩道の整備を含めこども青少年局などと連携して対策を講じること。
4. 人身事故の半数以上が交差点で発生するなど、事故を回避するため危険度の高い交差点における注意喚起やカラー化等の対策が、人命を守るため急務となっている。海外などの事例も取り入れ、道路設計をする際にスピードが出ないようにすることを考慮に入れるなど、ハード・ソフト両面での対策を県警等と連携し、発生抑止に務めること。
5. スクールゾーンにおける安全確保は、次世代に対する我々の責任として必ず行われなければならない課題である。いまだ全国で児童の列に自動車が突入するなど、悲惨な事故が後を絶たない中、本市においても昭和47年より通学路の安全対策を行っているが、いまだ整備中の箇所も多く課題も山積している。整備率を高めることも急務であり、すぐにでも出来る対策から順次実行していくなど、児童生徒の安全確保を第一に、局を超えての柔軟な対策も早急に実施してゆくこと。



6. 無電柱化については、防災力の向上の観点から、災害時の救援活動や応急復旧を速やかに展開できるよう、第1次緊急輸送路や災害時に拠点として機能する区役所へのアクセス路等を重点的に整備を進めていくこと。また、緊急輸送路における占用制限について、道路法第37条及び占用許可基準に基づいて行い、新規電柱を増やさない取り組みを進めていくこと。
7. 多くの人々が安全かつ利用しやすい歩行空間の確保を基本に、歩行空間・道路のバリアフリー化に努めること。また防災上重要な緊急輸送路と併せて狭隘道路など危険な箇所については優先的に電線地中化を進めること。
8. 市域内は、国、県、市がそれぞれ管理する河川が混在している。多大な費用のかかる市域内の河川を一体的に管理できるよう、権限と財源の一体に向けて、引き続き、関係部局と連携を図り、国・県に対して働きかけを粘り強く行うこと。
9. 高齢化と人口減少が進むなか、バリアフリーに対応した街づくりの需要は一層高まると予想される。このため、既存の基本構想を想定している地区だけでなく、新規地区の策定と、策定済み地区の見直しも引き続き行い、社会情勢と人口動態の変化に柔軟に対応した取り組みを行うこと。
10. 近年頻発するゲリラ豪雨や、線状降水帯、さらには大型台風などにより、予想を超える水量や風が発生し、都市基盤インフラや、住宅を損壊させる事例が発生している。このため溢水の危険のある河川等への対策をより徹底して行い、堤防等の崩壊危険個所の把握などに努め、災害を未然に防ぐ対策に万全を施すこと。
11. 本市における長期人口推計では2019年をピークに減少をはじめ、2065年は低位推計で275万にまで減少することが見込まれている。このため既に決定している都市計画道路整備におけるVFMを再点検し、その価値が低いとみなされた路線については、見直しを柔軟に行うこと。

- 1 2. 中心市街地における道路空間の有効利用は、社会資本を再活用し地域を活性化させる重要な施策の一つとなりえる。この為、地域活性化と将来の道路整備財源確保を両立させる、歩行者利便増進道路制度等の利用を積極的に進めること、特に商店街区域が連続している地区などにおいては、その有効性を早急に確認し、また優先順位をつけた全市的な整備計画を早急に策定すること。
  
- 1 3. 電動キックボードの規制緩和により、本市においても歩行者や車両との交通トラブルも多く報告される様になるなど、モビリティ変革期における諸問題が表面化してきている。このためニューモビリティと既存交通手段や歩行者との安全と利便性を両立するために、ハードとソフトの両面で対策を講じること。

## 港湾局

1. 水辺空間の賑わい創出のため、臨港パーク、象の鼻パーク、シンボルタワー、海づり公園、スカイウォーク等について、積極的な活用を推進し、レクリエーション、イベント、近隣施設との連携を一層充実させ、市民への積極的な開放と利用が進むように官民協働で引き続き取り組むこと。
2. 市役所下（大岡川沿い）および横浜港ポートパーク内の水辺空間ならびに歩行空間を活用した飲食機能など、新たな観光の目玉や街の賑わいを創出するための規制緩和を進めていくこと。
3. 「みなとみらい臨港パーク先端部等の整備」にあたっては、基本計画における新たな交流が楽しめる施設として市民意見を尊重し常設ビーチバレーコートを整備を進めていくこと。
4. ビジターバースの利用形態や経済効果をふまえた上で、柔軟な利用料金の設定を検討すること。
5. 「CONPAS」の試験運用の実施結果から得られる知見を活かし、本格運用へむけた課題の整理及び改善を行い、他のバースへの展開を早期に実現すること。
6. LNG バンカリング（燃料供給）拠点の運用にあたって、陸上電源供給設備が重要であることから、引き続き予算の確保を行っていくこと。あわせて、既存の港湾設備の電化やアンモニア等次世代エネルギー拠点実現に向け検討・計画の具現化を図ること。
7. 豊かな海づくり事業における藻場浅場形成は、港町横浜の魅力向上ならびに環境対策等にも寄与する重要な事業である。引き続き横浜における海域で取り組みを進めていくこと。

## 消防局

1. 消防職員の労働環境整備として、寝室の個室化の具体的計画を策定し、進めていくこと。
2. 全出張所にて仮眠室や浴室、トイレなど、女性消防職員の勤務環境改善を一層進めていくこと。
3. 消防職員の勤務を適正に評価しやりがいを持って職務を全うできる環境を整え、他都市への流出を防ぐためにも、特殊勤務手当について他都市の水準も鑑み適正性を検討し、勤務に見合った支給を行うこと。またコロナ等の感染症患者救急搬送時の臨時特殊手当については、引き上げを検討すること。
4. 本市の消防職員については、国の「消防力の整備指針」に基づいた充足率100%を目指すこと。
5. 新興・再興感染症への対応に加え、高齢化に伴う救急要請の増加が続いている。日勤救急隊および救急要請件数等を勘案した救急隊の増隊を着実に図っていくこと。あわせて救急要請の適正化を図ること。
6. 横浜消防ヘリの避難場所については、横浜市内、神奈川県内での避難場所を早期に確保すること。
7. 多様な人材が消防団員として活躍し定着できるよう、引き続き現場の声を聞き、処遇と活動環境の改善に努めること。また、団員の充足率を前年よりさらに高めること。
8. 消防団が使用する各種資機材については、適正に整備・更新すること。また、団員の身体的負担軽減のため、電動昇降機等の整備をより一層加速させること。
9. 消防団器具置き場の現状の把握を行うと共に、活動に必要な資機材購入にあたっての予算を確保すること。

10. 災害発生時は、中・高校生、大学生など日中に地域で活動可能な若い力が必要なことから、引き続き中学・高校・大学等と連携し、消防施設での防災教育や防災訓練を積極的に推進すること。
11. 横浜市民防災センター「よこはま防災 e-パーク」の活用を推進し、防災力の向上に努めること。また、地域の防災訓練やイベントにて、起震車を有効に活用し、実体験を通じた防災意識の醸成に努めること。
12. 新たな「横浜市消防力の整備指針」に則り、早期に救急自動車の整備指標（92台）を達成すること。

## 水道局

1. 本市における水道技術・技能の着実な継承と更なる向上に向け、業務実態を精査したうえで、既存の技術・技能継承制度の有効活用を図るとともに、水道技術職員の採用を継続的かつ積極的に引き続き進めていくこと。水道技術職員の新卒採用 PR リーフレットや採用動画など HP に載せるだけでなく様々な SNS を活用するなど、若者が市の広報が見れるよう積極的アピールを図ること。なお、採用にあたっては、男女共同参画の観点からも男女問わず働きやすい環境整備を推進し女性職員の確保に努めるとともに、年齢制限の緩和や中途採用枠による採用を実施すること。
2. 定年年齢が段階的に 65 歳に引き上げとなることから、親の介護の問題を抱えている職員は職場の中心で働いているベテランの職員が多い。新卒においては、職場環境の変化や過重労働等による休職や離職も懸念されることから、職員のメンタルヘルス対策を充実させそれぞれのライフステージに合わせた職場をつくること。あわせて、男女共同参画の観点からも、男女が安心して育児・子育て、介護・介助等を行いながら働き続けられる労働条件の構築と職場環境改善、働き方の改善等について、引き続き強く進めていくこと。
3. 市民の安心・安全なライフラインである水を支えている横浜水道の魅力向上および雇用確保策として、賃金アップを含む処遇改善を継続して取り組んでいくこと。
4. 成績優良事業者の育成および災害時協力協定締結事業者の意欲・意識の向上を図るため、インセンティブ発注を引き続き適正に行うこと。
5. 西谷浄水場の再整備において、DB・DBO 方式により再整備の事業スケジュールが短縮されたが、工期短縮によって事故のないよう施工すること。また、トラック等の車両や騒音・振動など近隣住民の生活を脅かさぬよう引き続き事業者と連携を図り地域住民への安全配慮を徹底すること。

6. 高度経済成長期に集中的に整備した管路や施設の更新は、水道の安定的な供給や大規模地震時などの災害対策の観点からも着実に進めること。また上記更新や耐震化は、今後進める予定の大規模な施設再整備事業も含めて、常に長期的かつ複合的な視点でコストとベネフィットとのバランスを十分に図って進めていくこと。
7. 市民が集まる震災時避難場所などへ、応急給水するための災害時給水所・給水設備の整備は計画に従って着実かつ迅速に進めること。また災害給水所や災害拠点病院等の応急給水施設・装置等の適切な保守管理を民間事業者と協力して引き続き行っていくこと。
8. 人口減少社会の到来や節水型機器の普及により、水道使用量の減少が見込まれている。公営事業である横浜の水道を維持しつつ、県内5水道事業体と連携し広域的連携による水道システムの再構築を図り、災害時や非常時も安定給水ができるよう連携すること。適正な規模で事業の安定運営をめざし、省エネルギーや災害対策に配慮しながら安定した給水を確保すること。
9. 西谷浄水場の再整備のため閉館している横浜水道記念会館は、自分が普段飲んでいる「水」がどのように発展してきたのか横浜水道の歴史を知り、理解を深めるための重要な施設である。広報動画や市のHPでも水道の歴史を知ることは可能だが、実際に見て触れることが歴史を伝えていく上で必要である。代替地での再開や、新しい運営体制の構築も含め、検討を進めること。
10. 持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組、気候変動への適応、地球温暖化対策の推進など、森林を取り巻く環境は大きく変化している。こうした変化に対応していくためには、今まで以上に多様な連携で森づくりの強化を図り、一層の市民の理解を深め、水源地保全の取組を進めること。
11. 米軍基地周辺で有機フッ素化合物の水質汚染が発生している。横浜の水道水源への流入を防ぐことはもちろん、有害化学物質にかかる水質検査体制を強化し安心・安全な給水を徹底すること。

12. 横浜市水道事業で排出される温室効果ガスは、取水から浄水、送排水を行う過程で使用する電力に由来するものが大半を占めている。環境にやさしくエネルギー効率の良い水道システムの構築をはじめ、水道施設に太陽光発電の設置や小水力発電の整備など、2050年までの脱炭素化（Zero Carbon Yokohama）に向けて、環境にやさしい水道のとりくみを力強くすすめること。



## 交通局

1. アフターコロナで人通りが戻りつつある中、バス路線においては地域のニーズを十分把握し、減便や統廃合などの手段を安易に用いず維持していくことと共に、必要な人材の確保および育成を充実させること。
2. 駅係員や乗務員などへの暴力・暴言・迷惑行為等をはじめとするカスタマーハラスメントに対し、ポスターやデジタル案内板、監視カメラ等を活用した警戒・啓発運動を継続すること。また職場内での迷惑行為を行う事例や人の情報共有を行うことやメンタルヘルス対策を充実させること。
3. 市内交通の大きな柱として、市民生活を日夜懸命に支えている市営交通の魅力向上および雇用確保策として賃金アップを含む処遇改善を継続して取り組んでいくこと。また、2024年4月から改善基準告示の改正に伴い、休息期間が延長されることからバス乗務員が40名程不足する。現状の乗務員に負担を強いることなく、新たな雇用を確実に確保すること。
4. 新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、大型イベント再開により人出が多くなりインバウンド増加が見込まれる。特に新横浜駅周辺やみなとみらい地区でのイベント開催時は混雑や事故等を防止するために関係機関と連携を図り安全対策のみならず、利用者および対応する職員の安全確保を図ること。
5. 男女ともに働きやすい環境を整えるため、介護・介助等を行いながら働き続けられる労働環境の構築と職場環境改善、働き方の改善等について引き続き強く進めていくこと。女性職員が増えるなか、トイレ、ロッカー、仮施設等の女性職員用施設の整備をすすめていくこと。
6. バスの安全で確実な運行を維持するため、警察当局の協力を得ながら違法駐車対策の強化を図ること。定時制運行の確保・遵守は鉄則ではあるが、利用者から柔軟なサービスを求められることもある。定時運行を目指すことが乗務員の負担増や安全軽視に繋がることから、先急ぎの気持ちを排除した安全運転に努めるよう引き続き周知を徹底すること。

7. 横断歩道付近にあるバス停、急傾斜地にあるバス停、障害物や見通しの悪い箇所にあるバス停等、安全対策を講じる必要があるバス停については、引き続き乗降客および横断歩道等の歩行者の安全確保に努めること。
8. 市営地下鉄内に設置されているトイレの老朽更新・改修、清掃活動の強化に伴う衛生管理を一層継続的に進め、快適かつ衛生的な駅施設となるよう計画に沿った取り組みをさらに力強く進めていくこと。
9. 駅のリニューアル工事を順次進めるにあたって、利用者のニーズにあわせたバリアフリー化を徹底したユニバーサルデザインの考え方を踏まえ安全で快適な空間をつくること。またリニューアルに伴い駅の広告スペースを見直し確保・拡充し、スペースの有効活用に努めること。
10. 中断している市営地下鉄駅の空調設備未整備駅の空調設備の新設整備を、経営状況を踏まえつつ再開していくこと。
11. 横浜市高速鉄道3号線のあざみ野-新百合ヶ丘延伸については、2030年度の延伸開業に向け、事業に係る必要な事務手続きを経て早急に事業着手し開業目標を前倒しすること。
12. 地下鉄施設には、大規模地震等の災害を想定し、市民・お客様・職員等の命を守れるシェルター型避難場所を拡充していくこと。地下鉄の地下駅舎33か所及びみなとみらい線の地下駅舎5か所は緊急一時避難場所に指定されているが、ミサイル攻撃等による爆風などの直接の被害を軽減する場合のみと限定的である。自然災害等から身を守るための防災面からも一時避難場所として検討すること。
13. Zero Carbon Yokohamaの推進の一環として、水素をエネルギー源としたハイブリット鉄道車両の実証実験を参考に横浜市営地下鉄においても検討を行うことや、バイオ燃料や再生可能エネルギーを活用した車両など温暖化ガス排出実質ゼロに向けてとりくむこと。

14. アフターコロナ、インバウンド需要が回復しており観光関連部局と連携し使いやすくわかりやすい交通にとりくむこと。観光バス路線や貸し切りバス事業の積極的なPRをはじめ、観光バスのパンフレットやリーフレット、バス・電車の車内アナウンスなど英語だけではなく、中国語や韓国語など観光客や利用者のニーズに合わせたとりくみを進めていくこと。
15. 子育てしたい街をつくり、子育て世帯を支援するために子どものICカード乗車料金をバス・地下鉄ともに運賃の見直しを行い、子育て世代が外出しやすいよう、料金を減額すること。
16. 市営バスネットワークを維持しつつ、地域コミュニティ交通と連携し小型バスでは乗り入れできない狭隘道路の運行やバス停がない地域などにバスネットワークが網羅できるよう、地域コミュニティ交通との連携を加速させ、利用しやすい運行をめざすこと。
17. 交通事業の財源が厳しい中、交通事業者負担となっている通学定期券の割引部分については他の予算等で充当できるよう検討すること。

## 教育委員会事務局

1. 栄養教諭・学校栄養職員を小学校・義務教育学校・特別支援学校全体に兼務を行わない配置をし、中学校給食のより充実した献立作成や、工場の衛生管理点検回数を増やすなど、食育・食の安全により関わりを深める施策を早期に進めること。
2. 小学校給食の食材について、物価の高騰により民間企業の入札が不調に終わっているのを、消費者物価上昇分を加味した予算配分を行うこと。また、事業者評価（一部総合評価方式）を導入し、食育財団が規定している品質を維持管理する仕組みの構築をすること。
3. 小学校等の給食室（調理室）について、猛暑などの影響で室内温度が高温となり、調理員が苛酷な状況にある。建て替えに合わせて、低輻射釜とエアコンの導入を進め、一部学校ではドライ化に合わせて低輻射釜の導入をしているが、全校完了までは長い時間を要する。ハード整備での迅速な対応が可能になるよう、検討と予算化を行うとともに、低輻射釜とエアコン以外で迅速に対応が可能になる方策を講じること。
4. 横浜市教員採用試験においては、臨時的任用職員等、現場教育に携わっている者に対する試験が過重負担となっている。必要資料を携帯し試験に臨めるようにするなど試験課題を再考し、横浜市で継続して活躍できる教員を増やすよう努めること。
5. 教員採用候補者選考受験者増加に向けて、人事委員会の勧告等を踏まえるだけではなく、横浜市独自の初任給の増額や住居手当の拡充を行い、勤務条件の向上を図ること。
6. 本市における教職員の働き方改革をより一層進め、教職員が健康に本来業務に取り組めるようにすること。教職員数50人以下の学校について、産業医による職場巡視は5年に1回になっているが、全校で最低1年に1回を目途に行い、学校現場の労働安全衛生環境の確保をすること。

7. 副校長が準公金を取り扱わないよう徹底すること。また、管理職手当は他の自治体と比較すると制度的に低いままであるので、管理職手当として支給すること。充実した人材確保のために、管理職手当の増額の検討や管理職の職務職責に見合った待遇改善を行うなど他都市と比較しても給料水準を上げること。
8. 教育職員給料表の2級再任用の給料月額を、全国人事委員会連合会教育職給料表（三）の2級再任用の水準へ引き上げること。
9. 会計年度任用職員の人材確保のため、報酬の引き上げ等の勤務条件の改善を図ること。
10. 再任用職員、60歳を超える臨時的任用職員・会計年度任用職員の賃金・勤務条件の改善を図ること。また、再任用職員の配属校について、本人の希望（残留・異動・区の希望等）を記載することができる項目を追加し本人の希望を考慮すること。
11. 「学校閉庁日」「定時退勤日」「適切な配慮」が実効あるものとなるよう、ICカードによる出退勤打刻を勤務実態に基づいて正確に行うよう意識改革をするなど、業務マネジメントを行うこと。
12. 就学时健康診断は本務外業務であることから、授業時数の確保、教職員の負担軽減、他都市の状況等を踏まえ、学校外での5、6歳児検診を実施するなかで就学时健康診断を行う、あるいは学校内において行政が主体となつて行うなど、そのありかたを検討すること。
13. 「35人以下学級」実現に向け、教職員・教室等環境確保の見直しを持って行うこと。また横浜市としての少人数学級の実現に向けた横浜市独自の予算措置を段階的に行うこと。
14. 「小中一貫型カウンセラー」の一層の充実を図るとともに、相談者の悩みの解決、保護者の相談に応じる時間の確保をするだけでなく、カウンセラーの勤務時間については就業時間をずらすなどの弾力的な運用を行うこと。

15. 子どもたちの心のケアや保護者が相談できる体制を充実させるために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充すること。とくに、虐待やヤングケアラーへの対応の必要性が高まっていることから、スクールソーシャルワーカーの大幅な増員を進めること。
16. スクールソーシャルワーカーは、そのほとんどが会計年度任用制度による雇用となっており、継続して勤務できるかどうかの不安や、学校側との円滑な業務に課題が生じていることから、児童生徒への安定した支援の確保につなげるため、スクールソーシャルワーカーの正規雇用化を国の動向を踏まえるだけでなく横浜市独自に進めること。
17. スクールサポート事業に関しては、学校での需要が多いことを踏まえ、確実に実態に合わせた配置ができるよう予算と人材の確保に努めること。
18. 他都市に比べて本市は、肢体不自由特別支援学校における、看護師の配置が著しく少ない。医療的ケア児につき、待機保護者の付き添い解消に向けて取り組むこと。具体的には居宅以外への訪問看護師の訪問などが認められるよう国に要望するだけでなく横浜独自に取り組み、保護者の負担を軽減すること。
19. 医療的ケアを必要とする児童および排泄等の支援を必要とする個別級児童に対する十分な寄り添いを可能にするため、特別支援教育支援員に支払われている1時間あたり500円の謝金を最低賃金額にまで引き上げ、支援の向上と人材・予算のさらなる確保を進めること。
20. 医療的ケア児の支援については、看護師等必要な人材の確保を引き続き進めること。
21. 特別支援学校・学級、不登校の子どもの増加を踏まえ特別支援教育の推進のため、特別支援コーディネーターの専任化を目指すとともに、特別支援教育非常勤の全校配置と配置時間の拡充を早急に図ること。

22. 特別支援学校については、同性介助、障害の種別・重度別の対応などきめ細かい児童生徒の育ちを守る態勢を整えるため、教職員の加配を行うとともに、臨時任用を含めた教職員の異動については児童生徒の安心ある教育環境の維持のため格別の配慮に努めるなど、現場の実情に即した教職員の配置を行うこと。
23. 特別支援学校卒業生への就労支援については、就労支援センターと連携を強化し、今後も様々な工夫を行い就労率の向上に取り組むこと。
24. 外国籍教諭の確保のため「期限を付さない常勤講師」制度を廃止し、「教諭」として採用すること。
25. 外国語指導の充実に向け、英語科免許所有者、英語検定資格所持者、養成研修受講者等による専科制の導入と、中学校英語教員の派遣や民間ボランティアの活用など多様な人材の活用を引き続き推進すること。
26. ICT支援員の確実な確保だけでなく質の向上を図ると共に、ICT支援員がいない時でも教員が相談・質問を行える相談窓口を引き続き設置すること。また、全教職員に対しタブレット端末を配布すること。
27. ICT端末の活用においては、児童生徒のいじめ等にもつながる危険性があるため、パスワード等のセキュリティー管理の徹底や、情報モラル教育の推進をさらに強化すること。
28. GIGAスクール構想による1人1台端末が整備された。教育委員会と連携し児童虐待やいじめのSOSを子ども達が自ら発することができるよう、端末を活用しアプリを導入するなど、早期発見・対応に繋げること。
29. 「いじめ防止対策推進法」の精神に則り、改定された「横浜市いじめ防止基本方針」をより実効性のあるものに高めること。いじめの早期発見・対応、各教育事務所との連携を密にはかること。また、各学校教育事務所のいじめ事案への対応力を高める研修を行い、学校・保護者ならびに児童・生徒に寄り添った解決が行えるように徹底していくこと。

30. 性的マイノリティの方々への支援を一層進めるため、引き続き市職員や教職員への研修会や学習会の実施、市民啓発イベント開催、当事者に対する居場所づくり、相談体制確立等の支援に取り組むこと。
31. 学校現場において、人権教育や性の教育を進める中で、発達段階に応じて、性的マイノリティについて児童・生徒が学ぶ機会を作ること。そのためにも、教職員の理解を深めるための資料の作成及び研修を行うと共に、相談体制の確立や環境整備を行うこと。
32. 外国国籍の児童生徒への、各学校の国際教室や日本語支援拠点施設に、各児童のアイデンティティー教育を促進し地域社会や横浜市の小中学校生徒等とのつながりを強化すること。
33. 社会の様々なところで生じる外国人に対する差別の解消を目指すうえで、特定の国や国際情勢に囚われることなくすべての子供たちが平等に国際的人権を謳歌できるような対応や教育を行っている施設に対しても差別することなく支援すること。
34. 朝鮮学校は、日本の学校と同等の教育課程に加え、朝鮮の言葉や文化、歴史を教えているが、反日教育は行われておらず、ミサイルや拉致問題とも子供達は関係ない。昨今、日本は、この差別を是正するよう国連の各人権機関から再三勧告されている事の重要性を踏まえ、国の判断を待つのではなく、横浜市独自の支援を行うこと。また、私立学校等就学奨励費だけでなく朝鮮学校補助金を再開し、国や県にも働きかけること。
35. 日本人の子どもたちの人権教育のためにも、現在ある横浜市内の外国人学校の存在の周知及び子ども達が交流を図るためのイベント等を行えるよう支援すること。
36. 外国より市内小中学校に入学する児童生徒向けプレクラスは、地域性や外国籍の児童生徒の状況を踏まえ、引き続き教室拡大に努めること。
37. 学校のエアコンについて、定期メンテナンス等運用面の更なる予算を確保すること。



38. 市立学校体育館と格技場への空調設備の設置調査・検討をし、早期に空調設備が設置されるよう、更なる予算措置を行うこと。
39. 厳しい暑さの日が増えているため、すべての特別教室等への空調設備の設置を進め、廊下や多目的スペースへの設置も検討すること。
40. 「小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づく学校施設の建替えを着実に進めるため十分な予算を確保すること。また、基本方針から外れている特別支援学校の建替えを早急に検討するとともに、小学校併設型の特別支援学校は、インクルーシブ教育推進の観点から併設型を継続し、小・中学校の建替え計画に包含すること。
41. インクルーシブ教育の推進に向けて、「可能な限り同じ場で教育を受けられるように」人的配置、環境整備、教育内容の充実を図ること。
42. 個別支援学級のニーズ増を踏まえ、特別支援学校ならびに個別支援学級・通級指導教室の校舎、施設・設備基準の改善と拡充を行うこと。
43. 学校統廃合に伴って利活用されていない校地・校舎、学校予定地の活用については、活用案を地域の声を聞きながら、複合化も含めて地域に資する提案をすること。
44. みなとみらい本町小学校の児童数は今後も増加することが見込まれており、暫定期間10年後の2027年に本町小へ再統合することは物理的に困難であるため、地域住民はじめ地域関係機関及び関係区局と密に連携し、みなとみらい本町小学校の恒久化を早期に決断すること。
45. 学校における保守・修繕等、各種契約の不適切な事務処理を防ぐために、建築局と連携を図り、登録事業者等、発注ルールの周知を徹底すること。また、教育委員会による一括契約などに取り組めるよう、財政局との役割の見直しをすること。
46. 部活動指導員の更なる拡充と学校現場の希望に沿った配置をすすめるとともに、地域移行について、生徒やご家庭、地域の方々と協議をしながら丁寧にも進めていくこと。また、部活動指導員の土日活用を行い、外部委託の促進をより進めていくこと。

47. 完全閉庁日実施が進捗していない中学校での完全閉庁日実施を推進すること。また、部活動の休養日との兼ね合いもあることから、閉庁日と休養日が機能するよう、引き続き周知徹底していくこと。
48. 武道の学習については環境の整備と講師の派遣や研修などの、指導面の安全確保を図ること。
49. 横浜市の文化財を局横断的に評価し、保存する仕組み、体制をつくること。そのために、市内の専門家（横浜マイスター等）の知見を活かすこと。
50. 教科書採択については、地域により環境の異なる児童・生徒にとってより適した教科書を選択することを優先すること。また現場教職員に教科書採択に対する意見表明権を付与することにより、教科書、教材選択に対する意識を高めること。
51. 就学援助制度について、昨今の物価高を踏まえ認定基準の所得額を引き上げるなど、拡充を図るとともに、標準服購入券については、個人情報保護の観点から廃止し、全額現金支給とすること。
52. 横浜市学校保健会と横浜市歯科医師会が連携して、市内小中学校の歯科衛生士巡回指導を実施しているが、子どもたちの健康課題克服に向けた意欲向上や口腔内観察の機会が増えることにより児童虐待などの早期発見に役立つなど様々な効果が期待されている。今後、安定した事業運営・維持のために人材の確保・育成に取り組むこと。
53. 地域学校協働活動や各学校への学校運営協議会および地域学校協働本部の設置を促進し、社会全体で子どもたちを育て・見守る体制を全校に配置すること。あわせて、持続可能な活動の推進ならびに多種多様なニーズに応えるうえで必要な人的・財政支援策を行うこと。
54. 小学校の校長会が主催している区の研究会（A研B研）は任意団体だが、ほとんどの教員が所属することとなっており、会費の支払いや団体業務の追加等で教員への負担が大きくなっている。現状をしっかりと把握し、全教員の入会ではなく希望者のみの任意だということを周知し、希望者の望む教科を担当させること。

55. 市内小学校の学校飼育動物について、近年の猛暑など気候的に厳しい飼育環境となっている。また夏期冬期休暇等長期閉庁時に、適正飼育を維持するのが困難なケースも見られている。動物愛護、動物福祉の観点から、学校飼育のあり方について、地域の獣医師等の助言を仰ぐなどし、環境の改善をはかること。また、閉庁時の対応については飼育可能な生徒宅に預ける、地域の飼育ボランティアの協力を得るなど、市内小学校において統一した制度を設けること。
56. 市内小学校において動物を新規に飼育する場合には、室内飼育動物を検討するなど、地域の獣医師等関係事業者に相談し、教育的意義のみならず、動物福祉の観点も重視すること。今後は小学校内での動物飼育にこだわらず、市内に3か所ある動物園も活用した教育カリキュラムの充実をはかること。
57. 校務システムと庶務事務システム、教材共有システムのデータを一元管理・共有できるシステム構築を図ること。また、学校現場における校務や家庭と学校の連絡等のシステムは現場の声をよく聞きシステム改善を行うこと。

## 選挙管理委員会事務局

1. 臨時期日前投票所の場所については、交通利便性の高い場所やショッピングセンター等における投票率の高さが顕著であることから、現在の場所に固執することなく、より交通利便性の高い施設を確保すること。また、1区に2~3ヶ所となっている現状を、原則1区3~4ヶ所に増やすなど、市民の投票機会の向上に引き続き取り組むこと。
2. 本市では選挙管理委員会と教育委員会が協定を結び、主権者教育に取り組んでいるが、保護者も巻き込みながら、より充実した施策の実施と、それによる投票率の向上、地域や政治への参加意識の醸成に着実に取り組むこと。
3. 選挙への関心を高めていくため、選挙公報を選挙人が容易に入手することができるよう、公共施設やコンビニ等の民間施設に設置配布できる仕組みの拡充を図ること。
4. 開票作業が深夜に及ぶ可能性がある際には、開票立会人の交通手段の確保およびタクシー代の支給等を行っていくこと。
5. 選挙公報の配布にあたっては区界や一部の地域など未配布がないよう確実に配布すること。

## 議会局

1. 議会の調査能力、質問力を一層向上させ、二元代表制における横浜市会の機能向上と、市民ニーズへの確実な対応を実現させるために、職員の増員や、職員研修・視察の充実を引き続き図ること。
2. 横浜市会デジタルキャビネットを更に活用し、審査の充実を図るため、本会議・委員会等における電子機器の使用を可能にする。
3. 本会議場における一般質問・予算代表質問・予算関連質問・議案関連質問は、よりかみ合った質疑応答を可能にするため、一問一答方式を可とする。
4. 市政における民意反映をより一層進めるため、本会議における一般質問、予算関連質問の日程を2日以上確保し、市長への質問時間の増を通じて、より充実した質疑・答弁を行うこと。
5. 請願書・陳情書の提出、政務活動費収支報告書の提出、意見書の提出などを、紙による以外にもオンラインでの提出も可能とすること。



## 区別予算要望・提言

鶴見区	1
神奈川区	4
西区	6
中区	10
南区	11
港南区	14
保土ヶ谷区	16
旭区	20
磯子区	23
金沢区	25
港北区	27
緑区	29
青葉区	32
都筑区	34
戸塚区	36
栄区	39
泉区	41
瀬谷区	43





## 鶴見区

1. 鶴見川岸は、緑化や休憩ベンチ、手すり等を設置し遊歩道としての機能整備を図り、親水性を高めるとともに、防災性の向上を図るよう国土交通省に積極的に働きかけること。
2. 末吉橋架替事業は、横浜市で進めている健康みちづくり推進事業の趣旨をふまえ、マラソン大会等のルートに利用できるよう、遊歩道が連続するよう橋の下側を通行できるようにすること。また渋滞等の課題解決に向けて、計画及び予算措置を前倒しして早期完成できるよう関係部署と積極的に調整を行うこと。
3. 臨港橋は、商業施設の開店に伴い、歩行者や自転車の通行が増えているが、車道幅、歩道幅ともに狭く、往来に支障をきたし安全上の問題がある。車・自転車・歩行者の安全を確保できるよう人道橋の設置も含め早期に工事着手できるよう検討すること。また自転車の利用者からは、車がすれすれの所を無理に追い越して行くので引かれそうで怖いとの声がある。近々の対策として注意喚起する道路表示や看板設置等の検討を併せて行うこと。
4. JR鶴見駅東口ロータリーは、バス乗降者が車道を横断する際に自動車と交差し危険な状態で且つ、ロータリーの渋滞の原因となっている。またJRと京急の乗り換え時の安全性や利便性向上も含め、JRと京急を結ぶ歩行者通行デッキや歩道橋の新設を検討すること。
5. 生見尾踏切の暫定エレベーターの共用開始による周辺環境の影響・変化及び地元住民の声を調査し、新たな課題は発生していないか確認すること。また、生見尾踏切の廃止に関しては、地元住民の意向を尊重して丁寧に進めること。
6. 市場小学校第二方面校の開校にあたっては、児童がより多くの経験や体験ができるよう、下末吉小学校との広域連携し相互交流を検討すること。
7. 災害時の避難導線確保の観点より、鶴見川の橋梁間隔の広い新鶴見橋～末吉橋間の新たな橋梁は、早期完成できるよう検討・調整を進めること。
8. 南武線矢向駅と尻手駅間については防災上や救急搬送といった観点より早期に高架化するよう関係機関及び川崎市と積極的に協議を進めるとともに、本市においても優先順位を上げて検討を進めること。

9. 鶴見区の学校や公共体育館の稼働率は高く、屋内スポーツ等の活動をする場所が不足している状況がある。鶴見工業高校跡地の体育館は、災害発生時における一時的な避難場所としてだけでなく、平時においてもレクリエーションや地域スポーツ等で体育館を利用したいという地域住民の声に応え、開放の可能性について看護学校と積極的に協議を行うこと。
10. 鶴見区内に設置されている下水通気管約 30 箇所について、道路幅員を狭める原因となっている箇所や、防災上の観点より見直しの必要である箇所は、できるだけ早期に移設を行うこと。
11. 鶴見花月園公園は、利用に関する市民の声に対して柔軟に対応し、より多くの市民が利用しやすい公園にすること。
12. 大黒エリアは、大黒ふ頭大型客船ターミナルの整備、スカイウォークの運用再開等、新たな活用の契機になっている。大黒海釣り公園を含めて、観光資源として最大限活用できるよう、海上交通のルートとして棧橋設置等、人が往来しやすい環境整備の検討を進めること。またスカイウォークの活用については、柔軟な運用を進め、公民連携による賑わいづくりの検討を積極的に行うこと。
13. 鶴見駅西口喫煙所は、上部を通行する学生等からたばこの煙が臭いとの声がある。パーテーションの工夫程度に止めず、場所を移動する等、抜本的な見直しを行うこと。
14. 中距離電車(相鉄・JR 直通線)停車の早期実現に向け、関係部署に積極的に働きかけ調整を行うこと。また停車ホームの改良工事の着手に向け、早期に予算確保をすること。
15. 商店街のアーケードや商店街のポール、看板等の老朽化が喫緊の課題となっている。商店街の風情ある街並みを残すためにも、維持・保全に向けた支援を積極的に行うこと。また商店街の価値を高めるための補助メニューを拡充すること。
16. 鶴見区は山坂や狭隘道路が多く、公共交通が行き届かない地域が多い。一人暮らし高齢者も増え、買い物難民となっている。地域交通の試験運用や、新たな生活の支えとなる移動販売等、各々の地域事情にあわせて、課題解決に向けた検討を積極的に進めること。

17. 国道駅は観光資源として着目されている。今の駅舎等の環境が悪化しないよう落書き防止対策や環境保存等について検討し、JRとも積極的に協議を行うこと。
18. 鶴見区内のバス停(民間バス事業者含む)には、車椅子やベビーカーを利用する市民が物理的に乗降しにくい箇所がある。ユニバーサルなまちの実現に向け、課題のあるバス停を調査し、早期に改善を行うこと。

## 神奈川区

1. 入江橋交差点付近においては交通渋滞の緩和と近隣住民が国道を渡る際に横断歩道の設置がなく非常に危険である。また、バリアフリー化にも未対応である子安通 1 丁目歩道橋の架け替えについて具体的な進捗を示すこと。
2. 横浜環状北線の生麦出入口から東神奈川方面へ向かう国道 1 号線子安台交差点は利用者が増加した上、右折専用の信号がないため国道を左折してから住宅街をUターンしなければならず住民も困惑している。「周辺の交通状況等も踏まえつつ、対応について検討して参りたい」との事なので検討状況を明らかにすること。
3. 環状北線馬場出入口の開通に伴い今後、電線の無電柱化は防災上重要な幹線道路の中からの新設・改築にあわせて事業を実施するとしている。大田神奈川線の内路交差点から入江方面の狭隘部分については緊急輸送路の指定は急務であることから拡幅整備と無電柱化を進めると昨年回答されたことから具体的なスケジュールを明らかにすること。
4. 高齢化が進み、エレベーターの設置がない市営地下鉄出入口箇所について高齢者が長い階段で苦慮していることから、設置が可能な箇所はエレベーター・エスカレーターを設置できるよう対策を講ずること。具体的なスケジュールを示すこと。
5. 三ツ沢墓地にある旧墓地計画地(仮称)の空き地については数十年放置された土地であることや墓地整備の方針が定まっていないなど方向性が示されていません。引き続き地域との話し合いを進め、住民に開かれた公園の整備やスポーツのできる場所として整備すること。また墓地整備の方向性が明らかにならない場合はそれまでの間、早期に単年度単位で土地活用を住民との協議の上進めること。
6. 入江町交差点(内路方面より東神奈川方面に向かう)においては大口駅方面から入江橋に向かう車両の右折表示がなく連日渋滞を招いている。また入江橋から来る車と衝突する危険性が極めて高く非常に危険である。時差式信号機などで右折表示を追加するよう要請すること。

7. 歩行者と自転車との接触事故が問題となる中で海外を含め他都市の事例などを参考に試験的に神奈川区内で歩道広い箇所などにおいて自転車と歩行者を線引きし自転車占有路の設置を引き続き検討すること。また設置可能な個所を示すこと。
8. 今後、人口減少などから空き家が増え本来民地で管理されていた樹木が生い茂り、隣接地などでは勝手にはみ出している樹木を伐採するもできず対応に苦慮されているケースが目立っていることから対策を講ずること。
9. 区内で独自に訪問診療を実施している診療所を調査して訪問診療所一覧マップの作成などを行ったうえで区役所において区民に情報提供を行うなど検討すること。

## 西区

1. 浅間町 2~5 丁目および南浅間町の地域防災拠点は浅間台小学校となっているが、坂道が長く階段も急傾斜のため多くの高齢者や身体障害者は発災時に当拠点まで到達出来ないことも予想される。西スポーツセンターの補足的避難場所としての円滑な運用について、地域との密な連携のもと具体化を進めること。
2. ヘリパッドを含む湾岸部よりの輸送のスタート地点にあたる西区内においては発災時の緊急輸送道路の確実な確保が極めて重要である。横浜駅やみなとみらい 21 地区の多くの帰宅困難者の発生も踏まえ、「横浜市無電柱化推進計画」を着実に実行し、西区役所へのアクセス路を確保するとともに西区内緊急輸送道路の無電柱化を早急に実施すること。
3. 桜木町駅～横浜駅間の東横線跡地は、みなとみらい 21 地区と高島・戸部エリアとの回遊性向上を図りつつ、防災の観点、賑わい創出の観点、美しい景観創出の観点を重点におき、西区民はじめ市民に喜んでいただけるよう、引き続き都市整備局ならびに道路局と深く連携を取り、積極的に再整備を進めること。とくに国道に属する道路との性質を鑑み、国土交通省の「ウォークアブル推進都市」等、国の政策ともよく連携し、より多くの政策関係者と情報を共有し、横浜有数の歴史遺産を有効に再整備するよう区として引き続き全力で取り組むこと。また、戸部本町をはじめとする戸部地区には発災時の避難所の空間に不足している。東横線跡地を活用して周辺住民の避難場所としての機能も兼ね揃えた再整備に取り組むこと。
4. 横浜駅東口バスターミナル B レーンには昇降機が設置されておらず、障害を持たれる方々が移動できない状態があり、早急なバリアフリー化が市民より望まれている。また、B ブロックに限らず、ブロック間移動には横断歩道を使用する構造となっているが、視界は悪く照明も暗く危険な状況となっている。ブロック間移動には階段などを使用することが出来るが、たいへん狭隘かつ急角度な階段となっており、障がいのある方々、高齢者の方々にとって十分合理的な配慮がされた動線となっているとは言い難い状況である。都市整備局をはじめ関係局と連携のうえ、早急なバリアフリー対策を講じること。

5. 西区北部から西区役所への主な動線でもある平沼二の橋については、その進出入口に位置する国道1号線の中央1丁目から浜松町までの間の歩道と自転車通行帯の整備（戸部地区歩道整備事業）も伴って、今後、平沼二の橋の自転車通行量は増えることが予想される。車イスなど障害ある方々の移動、ベビーカーの通行などを妨げることのないように、また、自転車等の交通安全性を確保するためにも、西平沼第2跨線人道橋にエレベーター設置等による安全な移動手段の確保に向け、引き続き地域住民との密な連携のもと対策案の策定を進めること。
6. 浅間町2丁目の神明下公園につながる民間集合住宅に隣接する大谷石で覆われた壁面部を持つ崖地については、万が一にも豪雨等による崖崩れが発生することのないよう、早急に防災措置を施すこと。
7. 岡野町1丁目及び2丁目の、藤江橋から平沼橋桁下に至る直線道路の歩道部分には大変狭隘な箇所が多くあり歩行者の安全を十分に確保できている状況とは言えない。歩行者の安全確保のため、十分な幅を持つ歩道に改修すること。
8. 豪雨災害に備え、古い市街地が多くある西区内のがけ地、石壁等の崩壊危険度を再度点検し、修繕が必要な箇所については所有者との認識共有を十分に行い、安全確保の施策・支援を行うこと。
9. 10年限定となっているみなとみらい本町小学校の恒久化を望む声が保護者や地域住民ならびに地域団体等から寄せられている。みなとみらい本町小学校の児童数は今後も増加することが見込まれており、暫定期間10年後の2027年に本町小へ再統合することは物理的に困難である。この地域のニーズを踏まえ、教育委員会及び都市整備局等関係局ならびに関係諸機関そして地域住民と密に連携し、みなとみらい本町小学校の早期の恒久化決定に向け必要な措置を講じること。
10. 高齢者や障害ある方々は、バスの乗降時にドアと歩道に間隔が空くと安全に乗降することが出来ない。バスの乗降の妨げにならないよう、バスが歩道にしっかり近接して停車することができるための道路上の工夫を講じること。

- 1 1. 買い物キャリー等が通行しやすいよう、歩道の縁石の高低差を無くすなど、高齢者・障がい者の安全なお出かけを支援するため、区内のバリアフリー化を引き続き推進すること。
- 1 2. 西区内は急な坂が多くあり、多くの高齢者等が日々のお買い物等の移動にご苦労されている。地域と連携を密にとり、坂道の途中に椅子やベンチなどの休憩スポットを可能な限り設置できるよう引き続き取り組みを進めること。
- 1 3. 西区の緑被率は 11.3%と市内で最も低い。街中の木陰も少なく、気温を下げる芝生も少ない。日差しの厳しい夏季は高齢者にとっては外出が厳しく、常に高温の日差しに晒される状況は日常生活に困難をきたす。日光にさらされ熱のこもりやすい地域に積極的に樹木等を植栽し、木陰をつくり出すことで歩きやすく買い物に便利で外出しやすいまちづくりを促進すること。
- 1 4. 高齢者及び障がい児者が安全安心に横断歩道を渡れるよう、西区内のすべての交差点において、歩行者横断秒数（青信号点灯秒数）の十分な延長および横断者感知システム（横断者がいる際に青信号点灯を自動的に延長するシステム）の導入を神奈川県警察に要請すること。
- 1 5. 臨港パーク先端部の海浜整備においては、港湾局とよく連携し、広く市民がビーチスポーツを楽しめるビーチを造成し、市民の要望の高いビーチバレー常設コート整備を進め、地域住民にも喜ばれるみなとみらい地域の新たな魅力づくりに引き続き取り組むこと。
- 1 6. とくに子どもたちや内部障がいを抱える方々の受動喫煙を防止するため、公園や子どもの遊び場、道路等の西区内の全ての公共空間は全面喫煙禁止区域とすること。また、喫煙する方々のための喫煙所を可能な限り設置すること。
- 1 7. 西区には多くの私道があるが、セットバック等により公道と長辺において接し、地域住民の日常の使用があり災害時などに大切な避難路ともなる民有地部分については、舗装が劣化し高齢者や障がい者が歩行に危険な個所があれば、市民の安全を守るために、公道と同様に市の負担で補修すること。



18. 自転車が通れないように出入り口があえて造作されている公園などで、車イスの方が安心して出入りできるように、車イス用の出入り口を設置すること。
19. 東ヶ丘にある現在は使用されていない国家公務員宿舎の跡地活用を、地域住民との密な連携のもと進めていくこと。
20. 岡野公園に健康遊具をさらに数か所増設すること。
21. 野毛エリアのプール跡地や青少年センター跡地の再整備については、地域住民の声をよく聞き、地域と密に連携して進めること。
22. 地域商店が減少し共働きも増え、自治会町内会等の担い手不足が深刻化している。持続可能な地域社会の構築に向けて、担い手確保のための取り組みを強化すること。
23. 学校、地域ケアプラ、地区センター、各種福祉施設等と密に連携して、誰もが気軽に楽しめ、健康増進につながるインクルーシブスポーツの振興に力強く取り組むこと。
24. 区民が、担当部署に関わらずどの職員にも安心して何事も相談でき、悩み事を孤独に抱える区民が一人もいなくなることをめざし、区民に笑顔で語りかけ、区民の話を熱心によく聞き、区民の抱える課題に前向きな姿勢でともに取り組み、区民に愛情をもってよりそい、区民に信頼され愛される西区役所づくりを職員一丸となって進めること。

## 中区

1. 内港地区を起点として、大岡川・中村川を回遊出来る水上交通を整備し、みなとみらいや横浜駅周辺地区に集中している観光客の動線を広げること。さらには、北仲通り地区や日ノ出町地区、黄金町駅周辺地区から蒔田公園地区にかけて、にぎわいや防災、教育活動等の拠点を整備し、水辺空間を有効活用した、地域活性化、ブランディングを図ること。
2. 高齢化が進む本牧・根岸地区においては、地域の多様な輸送資源の活用、LRT や BRT 等の新交通導入を検討し、誰もが移動しやすい地域交通の実現に取り組むこと。そのプロセスにおいては、地域住民の声に丁寧に耳を傾け、持続可能なまちづくりの観点も取り入れること。
3. 近年外国籍住民の増加が著しい、福富町から若葉町を包括する旧吉田新田地区では、生活様式や文化の違いから、多様な問題が発生している。国際交流ラウンジだけでは対応困難となっており、専任スタッフの増員やサテライト等の設置などを検討し、多文化共生を推進すること。
4. みなと大通りの再整備については、周辺エリアとの交流や連携を活発にし、歩きたくなる、居心地の良い、シンボルロードの実現を目指すこと。
5. 関内・関外地区活性化ビジョンのまちづくりの方針に打ち出されている、横の回遊軸整備においては、歩行者利便増進道路制度など国の施策をはじめ、あらゆる制度を活用し、実効性を高めること。
6. 鷺山、竹之丸、蓑沢、山元町など、消防車の通行困難な狭隘道路に関しては、早期に拡幅整備を行うこと。
7. 海岸通り地区では都市再生特別地区の制度を大いに活用し、都市の再生に寄与する街づくりを力強く進めていくこと。また、特別地区全面の水域についても、同制度活用を進めること。
8. 福富町地区を含む旧吉田新田地域の治安改善に向け、県警とも協力し取り組むこと。特に、スーパー交番建設に向けた協議を粘り強く行うこと。

## 南区

1. 区内では、特に高齢者を狙った特殊詐欺や悪徳商法が後を絶たない。屋根修理の詐欺など詐欺の種類も増えている。警察署をはじめ関係機関と引き続き連携し、被害の多発している地域にいち早く情報を提供するなど、様々な種類の詐欺から市民を守るため撲滅に向けた対策を強化すること。
2. 大岡川プロムナードの桜並木は、国内外から多くの方が花見に訪れる市内でも有数の観光スポットである。昨今、桜の木の衰退化が進んでおり、倒木などの安全面に配慮しつつ、景観面においても継続的な維持管理を引き続き努めること。また、衰退化等を理由とした伐採の際は、周辺住民や自治会・町内会への周知に努めること。
3. 高齢化が進み、市営地下鉄弘明寺駅、吉野町駅、阪東橋駅など出入り口箇所では長い階段で苦慮していることから、設置可能な箇所については新規のエレベーター・エスカレーターを設置できるよう対策を講ずること。
4. 吉野町駅に冷房付待合所を設置すること。
5. 豪雨災害や地震に備え、南区内の土砂警戒区域の定期的な点検、修繕が必要な箇所については所有者との認識共有を十分に行い、引き続き安全確保の施策・支援を行うこと。
6. 南区には弘明寺商店街、横浜橋通商店街等をはじめ数多くの商店街があるが、地域の更なる魅力づくりのため、活動団体等のネットワークのづくりや民間企業、商店街との連携を強化すること。また、空き家・空き店舗を活用した店舗の誘致等に公民連携し取り組むこと。
7. 南区は市内において1人親世代の割合が高い傾向にある。子育て世代の孤立化防止のため子育てサロンや子育て家庭が参加しやすい育児支援や相談窓口のさらなる拡充に努め、安心して子育てができる環境作りを引き続き進めていくこと。

8. 南区は人口密度の高さから区民一人当たりの公園面積が18区中最も狭い。公園が不足する地域においては、地域の特性にあった適切な公園等の整備をすすめること。公園に対する地域の意見ボックスの設置等、地域の声やニーズが反映される公園の整備を進めていくこと。
9. 蒔田中学校は横浜市内にある唯一の夜間学級である。広く多くの方々に知ってもらい学問の窓口を広げることは重要であり、夜間学級の見学の実施や夜間学級ポスターを作成するなどPR活動を行うこと。また、ニーズに沿った入学要件の見直しやクラス編成に努めること。
10. 南区の外国人登録人口は年々増えており、行政手続きをはじめ地域に馴染み外国人との社会実現のためAIを使った翻訳機など、コミュニケーション機器の導入に取り組むこと。
11. 商店街や駅周辺をはじめ、犯罪が起こりやすい地域には地域防犯カメラ設置補助金等の周知をすすめていくこと。また、鉄道事業者と協力し駅周辺に防犯カメラを設置する等、犯罪の抑止策に向けた取り組みを検討すること。
12. アフターコロナ、地域の行事がコロナ禍前の状態に戻りつつある。地域住民が参加できる祭り、サロン活動、グループ活動を含む交流会、研修会、イベント等の実施の拡大と広報に努めること。特に、地域の大イベントは、SNSをはじめ広報よこはま等を駆使し町内の枠組みを超えた情報発信を積極的に行うこと。
13. 交通不便地域に対し、コミュニティバスの拡充を進めていくこと。
14. 井土ヶ谷駅前からタクシーを利用する方が多いことから、井土ヶ谷駅周辺にタクシー乗り場を整備すること。
15. 自治会町内会加入世帯及び加入率は年々減少傾向にあるが、地域の住民同士のつながりは大切である。自治会町内会でのICT活用を促すことは事務の効率化はもちろん若年層への自治体加入を促すことへのきっかけにもなる。令和5年度の自治体町内会DX応援事業を適正な運用を図り、その実績から現代に沿ったあたらしい地域活動のスタイルを推進すること。

16. さわやかトイレをはじめとする公衆トイレの在り方について、改修・改築・撤去等を含めた地域のニーズを把握し早急に取り組むこと。
17. 交通危険箇所や狭隘道路の電線地中化を進めていくこと。

## 港南区

1. 利用状況等を考慮しながら港南台地区センター図書取次サービスの受付時間の延長を検討すること。
2. 区内において可能な限りの自転車専用レーンの整備及び通勤、通学、買い物等、生活の利便性向上および安全確保のために周辺商業施設と協力しながら利用者視点にたった駐輪場の整備・拡充を検討すること。
3. 下永谷駅周辺の道路の拡幅については未整備箇所を早急に整備すること。
4. 区内の空き家については、所有者、周辺自治会と連携し、積極的に有効活用すること。また、家屋や空家除却後の跡地の活用も見据えた各種制度の周知も一層取り組むこと。
5. 区民の誰もがスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会実現のために身近で利用しやすい施設の整備や安全・安心に利用できるように定期的に調査を行い必要に応じて既存施設の改修に取り組むこと。
6. 子育て世代が、保育所不足で区内居住を躊躇することがないように、保育ニーズの詳細をしっかりと把握し、待機児童解消に向けてより一層の取り組みを進めること。
7. デジタル区役所のモデル区として区民がデジタルの恩恵を実感できる取り組みを進めるとこと。合わせてデジタルデバイド対策についても一層の取り組みを進めること。
8. 区内公共交通不便地域の解消に向け、高齢者・障がい者等、あらゆる地域、あらゆる人々にとってユニバーサルに利用可能なモビリティサービスの提供を検討すること。
9. 上大岡駅周辺を喫煙禁止地区に指定すること。
10. 済生会横浜市南部病院の移転再整備に伴い、跡地利用に関して区民の関心が高い。区民の意見を聞きながら検討を進めること。

- 1 1. 区民や区外にお住まいの方に対して、港南区の魅力を発信するための取り組みを一層進めること。
- 1 2. 区内公共施設にスマートフォン、タブレット端末用の充電スポットを設置すること。
- 1 3. 地域住民の自治会町内会への加入促進と運営の担い手育成のためのサポート等、持続可能な自治会町内会への支援策を検討すること。

## 保土ヶ谷区

1. 管理不全な状態にある空き家について、引き続き適正な管理が行われるよう行政指導を徹底するとともに、管理不全かつ所有者が特定できない空き家については行政代執行も視野に一步踏み込んだ対応を進めること。また、その対応状況等について当該自治会・町内会、周辺居住者と情報の共有を行うこと。
2. ごみの不法投棄の解消および抑止策として、更なる監視体制を強化するとともに、不法投棄防止夜間警報装置や監視カメラの設置を積極的に行っていくこと。また、不法投棄されたごみ等の撤去を進めていくこと。
3. 10世帯以下の集合住宅または10戸以下の戸建て住宅が複数棟建築される際にも、敷地内にごみ集積場所を設置するよう「横浜市開発事業の調整等に関する条例」におけるごみ集積場所設置の世帯数・戸数を見直し課題を解消すること。
4. 独居高齢者や要介護・介助高齢者等の見守り・安否確認が課題となっている。AI・IoTを活用した見守り対策についてモデル地区等を設置し、トライアルするなど、取り組みを進めていくこと。
5. 交通不便地域に対し、民間事業者における各種送迎バス等を活用した新たな移動手段を確立すること。
6. 買い物難民対策として移動販売サービスに対する支援のニーズを自治会・町内会と連携・把握し、場所の拡充を図ること。
7. 車いす使用者が安心して乗降できるよう保土ヶ谷駅東口に開所したりプラ保土ヶ谷の福祉車両乗降場所の周知を行うこと。
8. 岩間町交番の建て替え・老朽更新にあたっては、保土ヶ谷橋交番の保土ヶ谷駅東口移設や地域ニーズ等を十分に考慮し、天王町駅周辺へ移設検討を具現化すること。



9. 保土ヶ谷駅西口のロータリーにおいては、一般車両が通勤通学の送り迎えや福祉車両への乗降時等に利用できるレーンが整備されていない。早期に乗降スペースを確保すること。
10. 相鉄線高架下空間の歩道（星川駅～天王町駅間）における防犯・安全対策として防犯等、照度の確保を行っていくこと。
11. 天王町駅前広場に移設したバス停において、当初計画の上屋とベンチの移設が老朽化によって遅延している。高齢者の利用者も多いことから上屋とベンチの設置を早期に実施すること。あわせて、遅延理由等について地域住民に十分な説明を行うこと。
12. 西谷駅および周辺は狭隘かつ傾斜等地形的課題によってバリアフリー化が遅れている。高齢者や障がい者などを含むすべての方々が利用しやすい駅となるよう西谷駅南口にエレベーターの設置もしくはエスカレーター上下線の整備を行うこと。
13. 相鉄東急直通線開業を契機とした西谷駅前の開発が切望されている。西谷駅周辺のまちづくりにおいては、区民の声を反映した計画とすること。
14. 西谷駅北口交番前の歩道橋においては高齢化に伴って、16号線の乱横断が散見される。駅前の歩道橋の廃止及び横断歩道の新設を行うこと。
15. 川島町・くぬぎ台方面から西谷駅へアクセスするための地域交通の確立と旧地区センター跡地を活用したロータリー化（バス・タクシー・福祉車両等）の検討を行うこと。
16. 子供たちからお年寄りまで全ての区民の方々が安心して暮らしていけるよう地域から要望が出ている狭隘道路、スクールゾーン、住宅街（特に交差点）および交通事故多発箇所において「ETC2.0 ビックデータ」を活用し、車両の走行速度の抑制や交通安全対策（道路拡幅、歩道整備、信号設置、注意喚起表示、ハンプ設置、スムーズ横断歩道、狭さく等）の取り組みを具現化すること。

17. 新桜ヶ丘2丁目を横断する生活道路（新桜ヶ丘団地7号棟と10号棟の間の道路）2-36-17付近の交差点においては、これまで様々な対策を講じてきたものの買い物客による駐停車によって、その効果を最大限発揮できない状況にある。保土ヶ谷警察と連携し取り締まりの強化を行うこと。あわせて、歩行者の安全確保の観点から信号の設置やスムーズ横断歩道の設置、狭さく等、更なる対策を講じていくこと。
18. 年々期日前投票のニーズ及び投票率は高まってきている。保土ヶ谷区の期日前投票所は近接した場所に配置されていることから、西谷地区方面に臨時もしくは常設の期日前投票所を設置し、分散投票できるようにすること。
19. 環状二号線の落書防止対策として、防犯カメラの設置や落書がされにくい素材の活用、小中高等学校等の生徒によるアートなど具体策を講じていくこと。
20. 地域防災拠点および各種避難場所の収容人数について、コロナ禍の経験を踏まえ収容人数の前提を見直すこと。また、高齢者や多子世帯、障がい者等が確実に避難に繋がるよう中学校や高校（県立・私立含め）、地域資源等を最大限活用し、避難場所の柔軟性を高めること。
21. 区独自取り組みとして、地域の特性に応じたハザードマップの作成やいっとき避難場所の選定と管理及びマップ化を行い、地域の防災力向上に向けた取り組みを支援すること。
22. イオン天王町店の建設に伴い新設された道路（交通局保土ヶ谷車庫側）と水道道のT字路においては、現在イオン警備員による交通整理や登下校時の見守りを行うことで歩行者の安全を何とか確保している状況である。地域要望も強い信号設置や注意喚起表示など必要な対策を講じること。合わせて、市営川辺町住宅前（水道道）に残された信号機のない横断歩道については、イオン天王町店の建設に伴い新設された道路（交通局保土ヶ谷車庫側）と水道道のT字路側に移設を行うこと。
23. 子ども食堂や学習支援、不登校支援、地域学校協働本部など、子どもたちに関わる事業に対する財政支援の拡充を図ること。あわせて、区内各所で取り組まれている子ども達への支援の好事例を参考に「保土ヶ谷モデル」を確立すること。

24. 近年、IT人材不足や国民のITリテラシー不足が切実な課題となっており、加速し続けるIT社会でプログラミング教育の必要性が高まっている。区内でもプログラミング教育が導入されている小学校もあり、論理的思考力や問題解決能力、創造力など非認知能力の育成にも寄与するとの声もある。各学校等での導入や研修機会を確保すること。
25. 帷子川沿いの親水護岸（保土ヶ谷公会堂前）の境界杭が破損し撤去されていることから境界杭の改修を行うこと。あわせて親水護岸周辺の浚渫工事を行うこと。
26. いなげや横浜星川駅前店前の交差点（星川橋）については、開通以降交通事故及びヒヤリハットが多数発生している。信号機設置または速度規制の見直しや物理的に速度を減速させるハンプ等の設置を検討すること。
27. 地産地消を推進するために実施をしている「まちなか農家さんのほ도가や朝一」について、より区民に地産地消を普及促進させるため、地域ケアプラザ等の場所を活用し販売場所の拡充を図ること。
28. 鶴ヶ峰天王町線蔵王神社前の交差点は変則かつ両群橋方面に向かう道路幅は狭い上に電柱等の突起物があり、歩行者との接触事故が危惧されている。鶴ヶ峰天王町線の車両停止線を両群橋方面に5メートル程度後退もしくは電柱の移設を行い、交差点の安全確保及び歩行者の安全確保を行うこと。
29. 保土ヶ谷公会堂においては、一般駐車場が5台、利用者駐車場が10台と施設規模を勘案すると駐車スペースが十分確保されているとは言い難い状況にある。周辺駐車場との提携や区役所駐車場の土日利用開放など、利用しやすい施設となるよう駐車場を拡充すること。

## 旭区

1. 鶴ヶ峰駅北口の再開発については連続立体交差化事業と同時進行できるよう、まちづくりの手法について引き続き住民の意見をしっかりと聞き、鋭意検討を進めること。また、南口との一体化や、都市計画道路の整備方針との整合性も踏まえて、区全体の課題として関係局との連携のもと、より良いまちづくりを行うこと。また、連続立体交差事業、再開発は10年を超える長期間の工事となる為、整備計画について周辺住民にその内容を説明し理解を求めること。
2. 旭区は、都市計画道路の整備率が低く、道路網の整備が十分でないため、交通渋滞などが頻繁に発生している。整備未着手路線や現在整備中の道路についても、早期事業着手と確実な事業の進捗を図るため、必要な予算を確保するとともに、整備計画について周辺住民にその内容を説明し理解を求めること。
3. 旭区は、生活道路となっている道幅の狭い道路（狭あい道路）が多く、児童生徒の歩行安全や災害時などの緊急対応に課題があるので、整備促進路線を追加指定するとともに、条例改正の周知を図り、狭あい道路の拡幅整備の促進を図ること。また、日常的なパトロールを行い、セットバック部分の私的利用について啓発と対策を行うこと。
4. 区内の帷子川の旧河川については、適切な管理と活用のために、暗渠化・プロムナード整備の実現に向けて下水道工事や遊歩道の設計・施工に関する予算を確保すること。また、今後の整備計画を明らかにするとともに、近隣住民が利用しやすく魅力ある公園整備となるよう地域との連携を図ること。
5. 旭区には所有者が不明で十分な管理がされていない空き家・空き地が多く、犯罪の温床となる可能性があるなど住民の不安も多いので、特定空き家等への認定を推進し、関係局と連携して早急に改善を図ること。また、各区における担当部署の増員と民間委託を活用し、業務の進捗を図ること。
6. 旭区内には市街化調整区域内における違法建築物が野放しになっている状況が散見される。については、水道局などと連携し、違反の放置ややり逃げが生じないように、具体的な対策を講じること。

7. 国際園芸博覧会の開催を見据えた、瀬谷駅を起点とした新たな公共交通については、将来的な跡地利用や検討状況を踏まえて慎重に対応すること。
8. 旭区総合庁舎は狭あい化、老朽化、分散化によって市民サービスの低下を招いている。執務スペースの面積増による区役所機能の向上を図るため、鶴ヶ峰駅北口のまちづくり検討と併せてより利便性の高い場所への移設・建て替えも含めて検討を行うこと。また同じく老朽化が進み、駅から離れた旭区図書館についても、同時に検討すること。
9. 希望ヶ丘駅南口ロータリーは、朝夕ラッシュ時などに人・車・バスが交差し大変危険な状態が放置されている。今後検討される希望ヶ丘駅周辺まちづくりと併せて、地域住民や相模鉄道等関係機関と連携し、具体的な対策を早期に実現すること。
10. 旭区は鉄道駅やバス停から遠い「交通不便地域」が最も多い区である。実効性のある様々な手法を用いて、交通不便地域の解消を図ること。また、ワゴン型のミニバスに加えて、オンデマンドの乗り合いタクシーなど、地域交通サポート事業に関する予算のさらなる拡充を図るとともに、他都市の事例を踏まえて、地域ニーズに対応した新たな手法の導入を検討し、行政が自ら提案するなど積極的に地域に関与すること。
11. ゴールデンウィークや夏休みなどに発生する、ズーラシアに向かうための中原街道等の渋滞は、来園者のみならず、近隣住民にも多大な負担となっている。ズーラシア付近で発生するこうした渋滞に対して、ボトルネックとなっている原因を突き止め、早急に抜本的な解決策を講ずること。
12. ひかりが丘団地の住戸改善について、小手先の改善ではなく、建て替え等による複合施設の新設など、団地全体の魅力向上に繋がるような再生事業になるよう、抜本的な取り組みの見直しを行うこと。
13. 旭区内にある大規模団地（若葉台、左近山、ひかりが丘など）の再生事業について、若い世代が多く居住するような魅力を創出できるよう、抜本的戦略を立案し実行すること。

14. 旭区内の廃校となった学校（若葉台西中学校他）では、抜本的な再生計画が立てられず、放置された状態となっている。限られた公有土地の利活用について、専門家や近隣住民を交えて将来の地域活性化に寄与できるよう、効果の上がる計画を作成すること。
15. 東部方面、JR、東急線の直通化によって交通利便性が大きく向上しました。これに合わせて、区外から移転（引越）、流入が進むよう旭区の魅力発信、住みやすさのPRを行うこと。
16. R6年度に上位100手続（横浜市1,900万件の90%）のデジタル化が始まります。これに合わせて、区役所の現場から業務の改革・改善を行う「ボトムアップ」型の提案・提言を行う現場チームを組織することを、検討すること。まとめた内容をデジタル統括本部の窓口へ、提案・提言し、業務の改革・改善に努めること。
17. 行政のデジタル化に合わせて、それを使う市民に、使い方を伝える方法を考え（デザインし）、実行すること。誰も取り残さないデジタル化を実現すること。

## 磯子区

1. JR 根岸駅前の公衆トイレから線路沿いの道路にかけて、路上での喫煙が多く見受けられる。吸い殻のポイ捨ても目立つことから、喫煙禁止の看板の設置や取り締まりを強化するなどの対策を講じること。
2. 岡村7丁目の道路拡張工事については、長い期間の工期となっている。近隣にはスーパーマーケットや小・中学校が存在し、高齢者の買い物客や通学の生徒も多く、危険な状況が続いている。用地買収を含め、早期の工事完了を目指すこと。
3. 令和4年5月に完成した「掘割川いそご棧橋」は、浮さん橋、荷揚げさん橋も整備しており、緊急時の物資輸送への活用も期待される。いざというときに備え、関係部署と模擬訓練を実施するなど活用方法の確認を行い、万全な体制を敷くこと。また、魅力ある水辺空間の整備が進む一方で、来訪者による水の事故が大変危惧される。特に夏場は、涼を求めに水辺を散策する方や、花火を持ち込んで賑やかに遊ぶ方など、大勢の利用が見込まれる。親水施設や棧橋においては、関係部署と連携を取り、安全対策を講じること。
4. 磯子区洋光台4丁目こども宇宙科学館交差点の横断歩道の青信号が短いため高齢者や足の不自由な人には横断しづらいという声がある。現状を把握し、横断歩道の青信号の時間を長くするなど、横断者の安全確保に努めるよう、地域・学校・警察等と連携し、改善をはかること。
5. 笹堀交差点において、上大岡から汐見台方面への信号が青信号となる際、汐見台から上大岡方面へ向かう信号の赤信号が長く、時間帯によっては渋滞の原因となっている。地域の声に耳を傾け、必要性に応じて対応を検討すること。
6. 洋光台西公園脇の道路の歩行者横断が多く、危険である。現状を把握し、危険防止策を講じること。
7. 汐見台3丁目県公社磯子住宅3407棟脇の歩道、汐見台小学校の通学路上の狭い歩道が崖に面している。通学路でもあり、子ども達の転落の危険も懸念される。通行者の転落防止策として、柵（フェンス）の設置をすること。

8. 雨天時に、IHI 正門前（新中原南側交差点）でトラック等の車両の走行で道路が陥没している。大雨時など、雨水が排水溝まで流れにくく、水溜りが発生しやすいため、路面整備を図ること。
9. 根岸駅周辺の駐輪場が不足し、路上駐車や自転車盗難等の問題が増えている。駐輪場の増設を図ること。
10. 令和5年2月6日に『いそご多文化共生ラウンジ』がオープンし、国際交流の拠点・多言語による相談対応等が期待される。対象者等に向けた利用案内を積極的に行い、多文化共生の拠点としての機能充実した施設運営を図ること。
11. 横浜市電保存館は、令和5年に会館50周年を迎え特別展示などを実施した。周年行事のみならず、通年で魅力ある企画を実施し、親子代々での来館を促進するなどし、市電の歴史を紡ぐ、保存館本来の目的を意識した取り組みを推進すること。
12. アフターコロナ、街に賑わいが戻りつつある。リニューアルした『磯子の逸品』等を積極的に活用し、コロナ禍でダメージを受けた商店街の活性化に向けた取り組みを積極的に行うこと。



## 金沢区

1. 京急金沢文庫駅東口、富岡駅、能見台駅、六浦駅周辺の再開発整備を早急  
に実施すること。また、金沢区内京急5駅周辺の自転車の放置防止対策の強  
化と、各駅周辺での自転車駐輪場の整備促進を図ること。
2. 国道357号の横須賀への延伸を早期に図るとともに、環状4号線（原宿六  
浦線）と国道16号の六浦交差点の改良工事を行い、渋滞緩和を図ること。  
また、泥亀釜利谷線や都市計画道路横浜逗子線の白山道付近と六浦駅周辺の  
整備促進を図ること。
3. 「富岡・並木舟だまり」の浚渫を実施するとともに、野島湾・平潟湾・海  
の公園の海上清掃やアオサ除去、アマモの育成など環境浄化対策を実施する  
こと。また、宮川、六浦川、侍従川等の河川の環境浄化対策を図ること。
4. 米軍に接收されている、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域分の早  
期全面返還を図ると共に、小柴自然公園の整備促進を図ること。また、旧富  
岡倉庫地区については、地域の要望を踏まえ早急に跡地利用計画を策定し、  
整備促進を図ること。
5. 歴史的・文化的資産である野口記念館、旧伊藤博文別邸の有効活用を図る  
とともに、旧川合玉堂別邸については、焼失した母屋の復元と園庭緑地の保  
全と有効活用を図ること。
6. 地域子育て支援拠点を区内の各方面別に整備し、親子の居場所づくりや子  
育て支援の充実を図ること。また、養育者が気軽に行ける居場所として「親  
と子のつどい広場」の整備を図ること。更に、放課後児童の居場所づくり施  
策の推進と放課後児童クラブの充実、強化を図ること。
7. 横浜グリーンバレー構想の具体化を図り、環境未来都市にふさわしい低炭  
素型の街づくりを進めると共に、金沢臨海部産業活性化プランの取り組みを  
強化すること。

8. 京急能見台駅から、県立循環器呼吸器病センター～市大福浦病院～リネツ金沢を循環するバス路線を新設すること。また、並木、富岡、六浦、朝比奈等の交通不便地域においても、代替手段の検討も含め、地域住民の足となる交通手段を確保し利便性を高めること。特に路線バスが廃止された地域については、早急に代替案を策定すること。
  
9. 区民文化祭など金沢区の文化活動を支援するとともに、区民文化センターの整備促進を図ること。

## 港北区

1. 市内最多の保育園待機児童・保留児童を出し、入園希望者の多い港北区の保育所整備において、共働き家庭が多い地域事情もふまえ、引き続き、一時預かり保育、病児保育、障害児保育など区民のニーズに応える施設配置を進めること。
2. 東京丸子横浜線（綱島街道）の拡幅工事に向けて、測量、設計、関係機関との調整、用地取得等を促進すること。
3. 鶴見川周辺（綱島・大倉山）地域の回遊性の確保による地域交流の活性化のために橋梁工事に早期に着手すること。
4. 区内の喫煙禁止地区の拡大について、地域からの要望を踏まえ、綱島駅周辺、美化推進重点地区に指定されている日吉駅周辺を喫煙禁止地区に指定すること。
5. 区民にとって生活道路であり、ランニング、ウォーキングなど健康増進の一助となっている鶴見川・早渕川の河川敷歩道に安心して歩ける街灯の整備、階段のバリアフリー化、道路横断の際に安全に渡れる環境整備、そして公衆トイレの設置等を国土交通省、神奈川県警と連携の上、進めること。
6. 新横浜駅南部の街づくりについては、住民参加や情報公開を積極的に行い、都市機能と住環境のバランスのとれた街づくりを目指すこと。
7. 遅れている小机駅前広場の整備について、地権者との交渉を引き続き早期に進めること。
8. 高潮・洪水・内水を1冊にまとめた「浸水ハザードマップ」と「マイ・タイムライン作成シート」が全戸配布はされているが、その後の地域に対しての周知や研修等の取組が十分でない。風水害時に区民一人ひとりが「自分事」としてしっかりした行動がとれるように周知や研修等の取組を進めること。
9. 災害時には拠点として機能する区役所へのアクセス路（緊急輸送路）である環状2号線（大豆戸～師岡～駒岡）の無電柱化を早急に進めること。

10. 日吉駅周辺の駐輪場が早い時間から満車となることが多く、不足している。現状を把握し、改善策の検討を早期に進めること。
11. オストメイトの利用が多い横浜ラポールの点検整備を行い、水流の改善や手洗い石鹸の設置等、利用者目線での改善を行うこと。
12. 学校体育館の空調設置については順次進めていただいているが、市内で最多の児童数（約1,300人）がいる師岡小学校の体育館の空調設置を最優先で進めること。

## 緑区

1. 中山駅南口の整備は、緑区民にとって大変関心の高い事業である。中山駅南口再開発については事業がスムーズに進むよう、再開発組合をサポートすること。また、準備組合の進捗に合わせ対応できるよう、令和6年度においても予算化を進めること。
2. 集中豪雨時に浸水被害が想定されている地域にある白山地区センターをはじめ公共施設については、近隣自治会と防災訓練を行うこと。
3. 鴨居駅北側の道路は路面が低いため水捌けが悪く、豪雨時や降雪後に水たまりが現れる。また、冬季は日陰になるため水たまりが路面凍結の原因となっている。JRと排水処理について協議を続けながら早急に抜本的な対策を検討すること。
4. JR駅側のバスロータリーはバスによる轍や窪みができることが多く、バスの運行時の大きな揺れの原因となる。乗客の安全のためにJRが速やかに修理工事を行うよう取り決めを行い、抜本的な解決策を明示すること。
5. 鴨池大橋下の鴨居交差点には横断歩道が無い場所があるが、そこを無理に横断する人が見受けられ大変危険である。横断歩道を設置するか歩車分離型にして、交通混雑の緩和と歩行者の安全確保を図るよう交通管理者の見解を明示し、抜本的な対策を検討すること。
6. 鴨居駅前ロータリー内の混雑緩和について、抜本的な対策を検討すること。
7. 高齢者の交通事故防止の観点から運転免許証返納者が増えると予想されるが、代わりとなる交通手段の確保が重要となる。区内バス路線の充実を図るとともに、高齢者だけでなく妊娠中や子育て中の市民、障がい者等移動手段がなくてお困りの市民にも気軽に利用できるような「デマンド型乗り合いタクシー」の導入等、地域の足となる交通手段の確保に引き続き取り組むこと。

8. JR 横浜線志茂踏切から鶴見川下にいたる道路は、朝夕の鴨居駅南口側の混雑により北口側に迂回する自家用車が増えるため交通量が増加する。近年バンタイプの車幅の大きい自家用車が増えており、スムーズな車の通行のためそして踏切内に後続車が停止せざるを得ないような状況を回避するためにも、鶴見川の土手下を管理する神奈川県と調整し、曲り角となる部分(車両が容易に曲がれる程度)を道路用地として確保し、道路及び曲がり角の拡幅を行うこと。同時に、拡幅後に大型車の侵入を制限する対策も講じること。
9. 市民が散策時等に立ち寄る街区公園にトイレが設置されているところが少なく、不便であると同時に、不衛生な行動が苦情として寄せられることがある。一方、震災等災害時には避難場所としての利用やトイレ利用などの必要性も考えられることから、区の震災対策施策の一環として、自治会や地域住民に対して設置に向けた検討を呼びかけ、場合によっては民間事業者等と協力して整備推進に取り組むこと。
10. 引き続き、横浜市道「北八朔 208」の拡幅整備を進めること。
11. 中山駅北口近辺には喫煙所がなく、時間帯によっては駅からの階段を下りたすぐのところでも多くの人が喫煙していることがある。受動喫煙防止の観点及び吸い殻のポイ捨て防止の観点から、地域事業者、民間事業者等と協力し、愛煙家が安心して利用できる喫煙所を設置すること。
12. 長津田駅北口のバスロータリーから田園都市線の線路側に向かって、通勤時間帯を中心に多くの人が道路を横断している。道路側のフェンスを高くして道路側に出られないようにするか、横断歩道の設置の検討及び田園都市線の線路側に歩道を整備する等、歩行者の安全を確保すること。
13. 鴨居地区、白山地区はバス通り沿いであっても歩道が道路の両側になく、路側帯のみであるところが多くあり、スピードを出す車などに歩行者が危険を感じることもある。歩道の拡幅、整備を行うとともに、スクールゾーンはもちろん、スクールゾーンから外れている道路でもグリーンベルト等を設置し、歩行者の安全を確保すること。

14. 中山駅南口及び北口において、グリーンラインの出入り口のエスカレーター及びエレベーターの場所および経路を市民にわかりやすく、利用しやすいよう表示を設置すること。また JR 側にも表示を設置すること。
15. 鴨居駅南口のエレベーターについて、エレベーターホール、エレベーター内が汚く、薄暗くて怖いという声がある。市民が安心して使うことができる、明るいエレベーター、エレベーターホールにすること。
16. 鴨居駅南口前の道路混雑緩和のため、山下長津田線鴨居工区の早期完成に向けて取り組むこと。
17. 白山1丁目、JR 横浜線志茂踏切より西に白山ハイテクパークに向かって伸びる線路沿いの道路について、当該道路はスクールゾーンであるが、鴨居駅南口近辺の道路の混雑を避けるための抜け道として使われるため、狭い道を車両がスピードを出して通行することがある。通行車両が速度を低下させるよう、道幅を狭くする箇所を設ける、グリーンベルトを引く、などの歩行者の安全を守る措置を行うこと。

## 青葉区

1. 藤が丘駅前再開発については、地域住民や働く方々の意見を十分取り入れ、地域の皆さんから喜ばれる計画にしていくこと。
2. 生活支援拠点等、交通アクセスや買い物等に課題を抱える地域において、地域交通の支援策や、買い物等生活の支援を、民間の事業者や取組とも協働をしながら積極的に取り組むこと。
3. デジタル統括本部予算に地域活動の担い手への、デジタル技術活用支援の予算が計上されたているが、早くからインターネット普及率も高かった青葉区においては、デジタル活用のニーズも高いため、区としてもきめ細やかな支援に努めること。
4. フードドライブ、フードバンクの具体的な実施場所等について、市民に分かるような広報周知に努めること。引き続き、より多くの市民が身近な所で参加できるよう、民間団体、企業等と連携し、実施機会を拡充すること。
5. 青葉区でも地域の担い手不足が課題となっている。講座を受講してもらい、自立した活動につなげる支援が一定の成果を出してきていることは評価できる。一方で人口減少等により、そもそもの数の減少が減少するなか、従来の取り組みの蓄積、経験に基づき、地域の担い手のあり方・育成について、次の施策も検討し、講じていくこと。
6. 集中豪雨等、予測しかねる雨量を考慮した排水等対策が青葉区においても進められ改善されて来ているが、まだまだ局所的に水が道路にあふれるようなケースがある。青葉区での被害を抑えていくように、区役所と土木事務所と連携して課題を共有し、局予算も活用しながら対応を進めること。
7. 市営地下鉄3号線の延伸については、国や川崎市など関係機関との協議・調整を迅速に進め、早期に事業着手すること。また、延伸の当該区である青葉区民、特に開発地域に近傍に居住する住民へは、適切に情報を発信し、不安なく事業が進行されるよう配慮し取り組むこと。



8. 青葉区でも活発に様々な地域活動の一環でゴミ拾いが行われているが、タバコのポイ捨てゴミの多さが課題。青葉区には喫煙禁止地区の指定がないが、受動喫煙対策をしっかりと講じていく視点からも、青葉区役所や交通事業者が率先して、駅前などの屋外に喫煙所を設置すること。また、公園など、子ども達の遊び場付近では、子どもの受動喫煙を防止する対策を講じること。
9. 子どもの交通安全確保については、スクールゾーン協議会、自治会・町内会、地域の保護者の要望に対し、警察署等と連携をはかり、早期対応、事故の未然防止を図ること。
10. 青葉区内の公園の樹木の繁茂やナラ枯れ、害虫・害獣被害、側溝の詰まりなど、公園利用者の安全性等に関わる課題の把握と早期対応に努めること。
11. 農業の盛んな青葉区の地産地消をより一層推進するため、あおばマルシェ、JIKE マルシェ参加店や地産地消サポート店の登録店舗を増やし、農業者と消費者の繋がりを持てる機会を増やしていくこと。
12. 「おくやみハンドブック」を増刷し、死亡届出時に必要とする市民へ配布できる冊数を整えるとともに、窓口への配架も行うこと。
13. 文化芸術団体やスポーツ団体が、身近な場での活動場所を確保できるよう、学校や企業等と連携をはかり、活動の場の充実を図ること。
14. 青葉区初の新技術ペロブスカイト太陽電池の普及啓発を進めるためにも、青葉区内での実証実験を進めること。
15. 区政 30 周年記念事業においては、区民あまねくともに祝えるよう、広報等に力を入れること。
16. 横浜青葉ジャンクションにおいて、東名高速と横浜北西線の入り口が分かりづらいという課題のご指摘を、青葉区民の方から多くいただきます。青葉区として、道路局と協力し、区民のみなさんがご利用になる際に困らないよう、対策を講じること。

## 都筑区

1. 自転車通行専用帯については、これまでの区内での実証実験を踏まえ、有効性や課題を明確にし、より安全で快適な自転車ネットワークの構築に努めること。あわせて区役所前や都筑警察署前に引かれた自転車通行区分表示された道路について、自転車利用者の安全マナーの向上を図ること。
2. 必要な地域交通の確保に向けて、既存の公共交通の維持や利用促進、そして地域が主体的に地域交通の導入に向けた取組を行う「地域交通サポート事業」の推進を更に強化すること。持続可能な地域の総合的な移動サービスの確保に向けて検討を進め、その検討の成果を早期に具現化すること。
3. 区民文化センターの完成が近づいている。完成後、市（区）は、隣接区域を含めた当該地区の賑わいと生活環境の向上を確保すること。あわせて交通の安全の確保の観点に立ち、周辺区域と当該地との交通動線の適正化を図ること。その際は、地区全体の活性化ための動線計画に終始せず、自動車渋滞の発生を防ぐための取り組みとすること。
4. 幹線道路や生活道路、加えて駅周辺道路について舗装補修や街路灯、街路樹等の維持管理に平生から状況確認を行い、充分予算を確保し適宜計画的に必要な修繕を施すこと。また、港北ニュータウン整備時の設計思想を踏まえた街並みに貢献する道路施設の維持管理を行えるよう、維持管理手法や予算の確保法などを検討し、着実に成果を出していくこと。
5. 区内の居住者の平均年齢が若い一方で、地区によっては高齢化や独居化が進んでいる。人口動態予測や居住者流出入予測を精密に行い、これまで以上に今後必要とされる行政サービスを的確に分析し捉え、それを適切に提供できる職員配置や予算配分としていくこと。また総務局等の関連部署と連携し、行政手続きの簡素化や適正化またはオンライン化とDXの推進を他区以上に加速化し実現すること。
6. 港北ニュータウンの街づくりの今後の方向性が、一向に示されず不明である。港北ニュータウンの理念を踏まえた街づくり協議指針等の見直しや各協議基準の整理、制限内容の見直しに向けた調査等、地域住民の意思の確認と、それと同時に合意を図りながら、単なる検討ではない、今後の都筑区の発展につながる具体的な進捗に努めること。

7. 市営地下鉄センター北駅から芝生広場につながる利用者出入り口付近の歩行者空間〔舗道〕状況が、アスファルトで応急処置されているが、通行上の安全を欠き、美観上も適切ではない状況となっている。交通局所管敷地については、交通局と協議を行い、適切な修繕を早急を実施すること。
8. 区内の小中学校のスクールゾーンを総点検し、課題がある地区について、児童・生徒の安全確保と安全性向上のため教育委員会や関係者と協議・協力し改善を具体的かつ早急に図って進捗させていくこと。また都田西小学校における「交通安全推進校」選定の取り組みの具体化及びその成果の検証を、今後確実に行い、児童・生徒の通学時の安全確保及び向上につなげていくこと。
9. 区内のゴミ収集仮置き場の中には、管理や利用方法が適切でないためにゴミの飛散を招いている箇所がある。小動物だけでなく風が強い日の出し方が適正でないことが原因と思われるケースもある。地域住民の自主性にゆだねるだけでなく、課題解決につながる対策を資源循環局等の関係部局と協力し進めること。
10. パスポートセンターは、市営地下鉄3号線の延伸や交流人口の増加地域の活性化も見据え、将来の利用対象者を川崎市民や県民全体に拡大することを、関係機関と協議していくこと。現状では県市間の所管権限の問題は解決しなければならないが、積極的な働きかけを行い、拡大を実現していくこと。

## 戸塚区

1. 河川周辺の親水環境整備・水量と水質保全対策に引き続き万全を期すとともに、河川の生き物調査の継続と報告・広報を行なうこと。
2. 健康の維持増進を目的とした散歩やウォーキング、幼児などの散策にて近隣公園の利用が増加傾向にある中、公園でのトイレ対策は課題の一つ。誰もが利用し易い公園となるように引き続き、新しいトイレ設置も含め、環境改善に努めること。
3. 区内の比較的規模の大きな近隣公園には駐車場整備を検討し、遊具などの充実や水遊びなど出来るような都市型公園を目指し、引き続き、多くの方が利用出来る環境整備を進めること。
4. 横浜新道上矢部インター下り線出口の早期整備を図り、富士橋交差点の改良も合わせ、引き続き周辺の交通渋滞対策・安全対策を進めること。
5. 上矢部インター周辺は冠水することが多いことから、大雨時の冠水注意表示を早急に設置すること。引き続き、排水機能の強化を図り、冠水しないよう取り組み、地域の声も聞きながら改善すること。
6. 東戸塚駅の混雑緩和に向けては様々な対策を進めているものの、利用者に対する情報発信が乏しい。短期、中期、長期と計画性ある改善をしっかりと利用者へ情報発信を強化すること。
7. 戸塚駅の混雑時の課題は、横浜市営地下鉄へ続く階段と JR 地下改札の動線が通路横断となっており、混雑時間帯では、接触などの危険が今でも多くみられる。乗り換え者の安全動線の検討を進めること。また、戸塚駅、東戸塚駅の区内 2 駅はどちらも多くの乗降客が利用する駅にて、安全性の観点から、ホームドアの早期設置・計画前倒しとなる様、引き続き取り組むこと。
8. 引き続き、区内の産業振興の促進と雇用創出に努めること。

9. 戸塚駅東口そばに掛かる元吉倉橋（人道歩道橋）の通行は通勤者と、地域住民や小学生の生活動線と混同しての通行となり、混雑時の安全に課題がある。また、高齢者や障がい者、子育て中の方なども含め、階段のみの人道橋は利用が困難な状況から、エレベーターやスロープの設置も合わせて引き続き検討すること。また、元吉倉橋下の道路を横断する方が非常に多く、横断歩道の整備や信号機設置など、平地での移動手段の改善も含め、地域住民から必要とされる改善を早期に講ずること。
10. 地域に根ざした柏尾町の放課後児童クラブが暫定利用している、市有地と建物の継続利用に努めること。
11. 吉田町側のアンダーパス交差点の渋滞緩和に努めること。また、吉田大橋一上倉田間の通行量も増えている。安全性の観点からも駒立橋横断歩道交差点に信号機の設置の検討と、夜間は現状の照度では横断歩道待機周辺的环境からか歩行者が見え辛く、発見が遅れ事故の危険性が高いことから、まずは歩行者の安全を最優先に照明照度を高めるが横断者を見やすくするなどの引き続き戸塚警察署と共に対策を図ること。
12. 戸塚駅東口のタクシー乗り場が鳥の糞害にて、多くのタクシー利用者が被害を受けていることから、引き続き、抜本的な対策を検討していくこと。また、東口の鳩、ムクドリ対策は、ペDESTリアンデッキは区民の憩いの場として利用されていることから、衛生的な観点からも、西口のバスセンター下も含め更なる対策を図ること。
13. 戸塚駅東口バス乗り場の雨や日よけ対策として、乗車待ちの方が安全に並べる環境のために、上屋周辺だけでなく、全体を覆うような屋根の設置をバス事業者と早急に検討し、設置すること。
14. 戸塚駅や東戸塚駅などの駅周辺の無電柱化を早期に実現を図ること。
15. 戸塚駅バスセンター入口交差点の横断時間の改善が行なわれているものの、未だ横断時間内に渡り切れずに危険な状況を目の当たりにする。事故が起きる前に高齢者・障害者などへの配慮したスクランブル横断方法への変更など、引き続き検討を行なうこと。また、進捗状況の情報公開もあわせて行なうこと。

16. 戸塚駅西口周辺の社会実験の結果を踏まえ、安全に送迎できる区役所下の一般車乗降場所の利用促進と、第2バスセンターの改善によるマンション送迎バスの乗降場所確保を着実にこなうこと。
17. 戸塚駅西口入口信号から蔵坪方面に100mほどの横断歩道は、歩行者の強引な横断も見られ接触事故の恐れが多い。人流も強いことから信号機の設置か、横断歩道の移設など早期に安全を優先した改善をこなうこと。
18. 男女共同参画センター方面から戸塚駅西口に向かう視覚障害者は、駅利用する際はそのまま歩道を進んで駅利用が出来るが、区役所やツーカーナ方面に行くためには、戸塚区役所前交差点を渡ることになる。現在、視覚障害者用付加装置が設置されていないことからとても苦労されて横断されている。命に係わる交通安全対策であることから、早急に音響式信号機を設置し、早期に安全対策をこなうこと。
19. 箱根駅伝のルートにおいては、1号線のアンダーパスの開通に伴い、旧1号線を走るルートに戻し、多くの区民が応援でき、戸塚駅周辺が全国に発信される様に、箱根駅伝のルートの歴史や変更理由などを区民にわかりやすく情報発信すること。また継続して、粘り強く関東学生陸上競技連盟に働きかけること。
20. 区民の健康推進のために身近でスポーツを楽しむことができる場を創ること。具体的には区内の小・中学校の校庭に夜間照明の設置を推進し、平等なより多くの市民に利用できるように引き続き取り組むこと。
21. 戸塚駅東口の街づくりに関しては、バスターミナルのバリアフリー化の推進を積極的に図り、また、高齢者・障がい者等に配慮したタクシー乗り場の乗降を整備し、また必要に応じてベンチ等の設置も図ること。
22. 遺体安置所等の設置等に関して、近隣住民と事業者の相互の理解を深めるために必要な行政指導の内容を定め、遺体安置所等の設置等に伴う紛争を未然に防止するための施策を戸塚区として引き続き、検討を進め周知を行うこと。

## 栄区

1. 災害発生時の危険を最小限に区民の安全と命を守るために、洪水・崖崩れ・建物の倒壊の危険のある場所を確認し十分な対策を図ること。
2. 環状4号線の未整備地区を始めとした区内の歩道について、ベビーカーや車椅子、高齢者や児童などが安心して安全に通行できるよう、無電柱化も視野に障害物や段差の解消を図ること。
3. 区内で行われている道路工事については、住民に十分な説明を行い、工事終了後も事業者との意見交換の場を設けられるよう準備を進めていくこと。
4. 災害発生時の迅速な対応のために避難が必要な場合を想定し、インクルーシブ防災に努め地域ごとの避難場所までの経路の確認、介護の必要な方へのアシスト体制、避難先で必要な医薬品等の把握など取り組みを促進すること。指定緊急避難所、指定避難所を開設するにあたり、避難先での感染症対策の備えを万全に行うこと。
5. 本郷台駅周辺市営団地を含む集合住宅の老朽化に伴い、利便性の向上を図りつつ、防災拠点・賑わいの創出を重視し、魅力あるまちづくりの検討を都市整備局と連携し再整備を検討していくこと。
6. 日頃から交通量の多い飯島交差点を歩車分離交差点に切り替えるなど、歩行者の安全に努めること。
7. 区内の増加傾向にある空き家について所有者負担の軽減から各種支援制度の啓発を行い、空家活用のマッチング制度地域での空き家の活用促進を図り、空き家の解消に向けた取り組みに努めること。
8. 外来種を含む野生生物の被害が区内で多く発生しています。生活上の被害対策のガイドラインを周知させ野生動物への餌やり、繁殖力を抑えるよう取り組むこと。
9. 単身高齢者世帯の増加が著しい中、区・地域の連携を強化し、見守り・安否の確認等の支援を引き続き積極的に図ること。

10. 横浜環状南線における脱硝装置の必要性について、引き続き、事業者と国に要望していくこと。
11. 神奈川県内で唯一の製鉄遺跡である上郷深田遺跡については、後世に残せるようしっかりと調査をし、公開または保管を行うこと。また、遺跡の一部を見学出来るよう整備するなどし、栄区の名所となるよう働きかけをすること。
12. 2021年に大船駅周辺は「美化推進重点地区」に指定されましたが、大船駅北改札笠間口下の広場には現在でも、タバコの吸殻、空き缶等が山積している。清潔できれいな街をつくることを求められている地区であることから、さらなる対策を行い「きれいなまちづくり」の促進を図ること。
13. 瀬上沢一帯の環境を整備し、次世代に緑豊かな自然を残していけるよう取り組んでいくこと。
14. いたち川沿いの遊歩道、上郷町146から上郷町20付近には休憩するベンチとテーブルがないので、休憩スペースを増やすこと。
15. 湘南ハイツ経由の神奈中バスは大船行きしかないので、本郷台駅行きも通すよう、神奈中バスに要望していくこと。
16. 栄警察署前バス停のベンチが低すぎるので、撤去し座ることに適したものに交換するよう、神奈中バスに要望していくこと。
17. 鍛冶ヶ谷第二公園（鍛冶ヶ谷町515）付近までコミュニティバスを通すよう、促進を図ること。



## 泉区

1. 旧深谷通信所跡地については、都市計画決定とともに、用地取得やその他調整を同時に進め、本格工事開始予定時期を遅らせることないように進めること。また、都市計画決定に向けた丁寧な地域説明会を実施し、地域住民に今後の見通しが持てるように示すこと。
2. いちょう小学校跡地利用に向けて、県に道路等の調整を急ぐように申し入れる一方、住民の意見募集を行い跡地利用案をまとめること。緑園西小学校跡地利用については、閉校から時間をおかずに次の利用を住民とともに検討し、地域の活性化等に資する場所とすること。
3. 相鉄線ゆめが丘駅前に大規模集客施設ができることに伴い、沿線各駅周辺とつながりのある魅力向上に取り組むとともに、駅周辺の市街化に向けての取り組みを加速させること。また、各駅に繋がるバスの減便は、利便性にブレーキをかけている。バス会社との連携や地域交通ネットワークを工夫すること。
4. 長後街道の無電柱化を踊場付近まで延伸し、緊急輸送路としての役割を果たせるように取り組むこと。
5. 区内6商店街の活性化を図るため、市の事業に積極的に参画できるように支援すること。
6. 災害時の区役所機能を確保するために、総合庁舎地下にある電気室やMDF室等の抜本的設備更新を行うこと。緊急措置として止水版設置など行い浸水対策を行うこと。
7. 災害時の個別避難支援計画作成を地域ケアプラザ等と連携してすすめること。
8. 5年に一度は、区内一斉の防災拠点訓練を実施し、実際の災害発生時に自助・共助・公助が機能的につながるよう課題の整理をおこなうこと。
9. いずみ野駅北側、横浜市泉図書館横の市有土地は、その活用を区として提案し有効活用を図ること。

10. 区内の空き家は増加の傾向にあることから、発生抑制のためのセミナー開催や、空き家になった際の近隣住民からの困りごとに丁寧に対応すること。
11. 区役所窓口サービス向上のために、転入やお悔やみの手続きがワンストップサービスとなるよう、他都市の例を参考にして区として取り組むこと。
12. 県道瀬谷柏尾の岡津地区は、慢性的な渋滞が発生解消と、区内の道路ネットワーク機能の強化を図るため、権太坂和泉線（岡津地区）の残りの区間を早期に整備すること。

## 瀬谷区

1. 米軍上瀬谷通信施設返還後の跡地利用については、市民の声を生かしつつ瀬谷区の賑わいに寄与する計画とすること。及び、新交通システムや公共インフラ整備計画を早急に進めること。特に、花博の開催や「横浜の西の玄関口」にふさわしい街づくり計画を推進すること。併せて、相鉄線瀬谷駅に特急停車を相鉄に働きかけること。また公園予定地に野球場とサッカー場を整備すること。近年要望の多いドックランを検討すること。
2. 区内都市計画道路の整備促進と歩行者の安全を図る歩道の整備を進めること。また、自転車専用通路の整備を進めること。
3. 区内5河川の親水性の向上と氾濫防止のための改修を促進していくこと。あわせて、阿久和遊水地の有効利用を図ること。
4. ニツ橋北部区画整理事業の促進と三ツ境下草柳線の早期整備。及び地権者の権利を制限している事業末着手地区の計画を再検討すること。
5. 県営細谷戸ハイツ内の県有地である公益用地と公園用地について、本市の青写真を早急に作成し、県に示し、早期移管を求めること。
6. 瀬谷駅南口再開発事業の促進特に、瀬谷駅南口再開発事業については当初計画に示された区域全体の計画像を示すこと
7. 三ツ境駅北口利用者から要望の強いエレベーター、下りエスカレーターと相鉄ライフ 2F エレベーター、公衆用トイレを早期に整備しバリアフリー化を進めること。
8. 上瀬谷地区の街づくりに伴い、海軍道路(環状4号線)にバス路線を新たに整備するとともに、区内の交通ネットワークを再検討し、新たに民間の協力を得てコミュニティバスを運行すること。
9. 遊休化している県営阿久和団地の雨水調整池の市民利用を早期に検討するよう、県と交渉すること。
10. 瀬谷区の生態系を守るため自然回復に取り組んでいるNPOなどと協力し、ホタル再生プロジェクトを支援すると共に、ニホンミツバチ再生に向け取り組むこと。

11. 三ツ境駅、瀬谷駅周辺など、交通危険個所の電線地中化を進めること。
12. 県立瀬谷西高校跡地の横浜市への移管を進め、市の施設として有効利用すること。



<議員室>

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地 10 議会棟 6F  
TEL 045-671-3028/FAX 045-681-2410

ホームページ(各議員へのリンクあり) <http://www.dpj-hama.org/>